地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務
実績評価書

東京都

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの

第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について

地方独立行政法人の業務実績評価には、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間終了前に実施する見込みの評価を含む。）と、各事業年度における業務の実績に関する評価の二つがあり、地方独立行政法人法第２８条の規定に基づき、知事が評価を行います。

評価の実施に当たっては、地方独立行政法人法第２８条及び東京都地方独立行政法人評価委員会条例第２条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこととされています。

このたび、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の第四期中期目標期間の終了時に見込まれる評価（以下「見込評価」という。）を行いました。

今回実施した見込評価は、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うことにより、評価の結果を業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的としています。

本評価書では、法人から提出された業務実績等報告書、法人からのヒアリング及び評価委員会の意見を通じて業務の実績を総合的に評価し、まとめた評価結果について、全体評価、項目別評価の順に掲載しています。

令和７年９月

―目　次―

Ⅰ　全体評価　……　1

Ⅱ　項目別評価　……　7

Ⅲ　参考資料　……　３３

Ⅰ　全 体 評 価

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価　全体評価

優れた業務の達成状況にあり、期間終了時には、中期目標の達成が見込まれる。

○　高く評価すべき事項

・　東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）は、研究開発と技術支援の両面で様々な事業を展開し、第四期中期計画（令和３年度～令和７年度）の目標値に向けて着実に実績を積み重ねるとともに、中小企業の製品化等に貢献しており評価できる。

・　研究開発については、研究の目指す方向性を明確にすることにより、技術支援の高度化や中小企業の製品化等に貢献するとともに、新産業の創出等に資する知見の獲得につなげている。中小企業との共同研究では、こうして蓄積した都産技研の知見と中小企業の持つ技術やアイデアを融合し、多数の製品を生み出している。また、外部資金導入研究の採択件数を伸ばし、研究の幅を広げ、質を高めてきたことは高く評価できる。

・　技術支援については、技術相談、依頼試験、機器利用等のサービスに加え、中小企業の個別のニーズに沿ってきめ細かく柔軟な支援を提供している。また、５Ｇ・ＩｏＴ・ロボット分野、航空機部品開発、ものづくりベンチャーへの支援により、多くの製品化・事業化につながっていることは評価できる。加えて、社会課題の解決に資する製品を中小企業と共同で開発し、実績を上げていることも高く評価できる。

○　改善・充実を求める事項

・　利用企業からの相談内容や支援実績に関するデータの蓄積と分析を進めることによって、業務運営全体の質の向上に活用されることを期待する。

・　社会経済動向や中小企業のニーズの変化に即応できるよう、柔軟かつ機動性の高い組織運営と、それを担う人材の確保及び育成が望まれる。

総 評

第四期中期計画の４年目までの実施状況から見て、中期目標期間終了時において優れた業務の達成状況にあるものと見込まれる。

第四期中期目標期間中、東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）は、「中小企業のイノベーションを加速させる技術支援」「新技術・新製品に着実につながる研究開発」「変化に的確に対応できる機動的運営」という三つの経営方針に基づいて事業を推進し、研究開発と技術支援の両面において優れた実績を上げている。

また、令和２年度に開設したＤＸ推進センター及びヘルスケア産業支援室、令和３年度に組織統合した食品技術センターを拠点として、専門技術領域に関する支援の幅を拡充させるとともに、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を意識したテーマを設定して中小企業と共同開発を行う、プロジェクト型の事業を数多く推進している。

研究開発については、基盤研究のテーマを「東京の産業を牽引する研究」「創出する研究」「支える研究」に分類し、目指す方向性を明確にすることにより、技術支援の高度化や中小企業の製品化・事業化に貢献するとともに、新たな産業の創出等に資する知見の獲得につなげている。中小企業との共同研究では、こうして蓄積した都産技研の高度な技術的知見と、中小企業の持つ優れた技術やアイデアを融合することで、多数の製品を生み出している。また、提案公募型研究の採択率を上げるための組織を挙げての取組を行うことによって、外部資金導入研究の採択件数を伸ばし、研究の幅を広げ、質を高めてきたことは高く評価できる。

技術支援については、技術相談、依頼試験、機器利用等のサービスに加え、中小企業の個別のニーズに沿ってきめ細かく柔軟な支援を提供する「オーダーメード型技術支援」の実施により、製品化・事業化に至った件数を着実に伸ばしている。また、５Ｇ・ＩｏＴ・ロボット分野での新技術・新製品開発や航空機部品の開発、ものづくりベンチャーへの試作開発等への支援により、多くの製品化・事業化につながっていることは評価できる。加えて、プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、介護環境の改善といった社会課題の解決に資する製品を中小企業と共同で開発し、実績を上げていることも高く評価できる。

今後は、利用企業からの相談内容や支援実績に関するデータの蓄積と分析を進めることによって、技術支援から研究開発に至るまで、業務運営全体の質の向上に活用されることを期待する。

業務運営については、社会経済動向や中小企業のニーズの変化に即応した研究開発と技術支援を実施することができるよう、柔軟かつ機動性の高い組織運営と、それを担う人材の確保及び育成が望まれる。

（第五期中期目標期間の事業運営に向けて）

第五期中期目標期間においては、都内中小企業を取り巻く社会経済情勢や都政の動向等の変化に迅速・的確に対応できるよう、都産技研が培ってきた技術力を更に発展・向上させるとともに、技術分野を横断した柔軟な組織運営を行うことによって、都産技研の総合力が最大限に発揮されることを期待する。

東京都が令和７年３月に策定した「２０５０東京戦略」や、令和４年１１月に策定したスタートアップ戦略「Ｇｌｏｂａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　ｗｉｔｈ　ＳＴＡＲＴＵＰＳ」においては、都立の公設試験研究機関である都産技研が、社会課題の解決やスタートアップ支援に貢献することが期待されている。そうした期待に応えていくためには、立ち現れる様々な社会課題や産業の将来展望を見据えた上で、先進的な技術シーズを蓄積していくことが重要となる。都産技研には、自らの研究開発をより一層充実させるとともに、開発型中小企業やものづくりスタートアップとの共同研究によって先進技術の社会実装を進め、さらには、企業間の連携による協業・共同開発を支援することで、オープンイノベーションの輪を広げる役割を果たしていくことを期待する。

経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少、デジタルトランスフォーメーションなどの社会の変化を背景に、新技術・新製品開発を目指すことで企業活動を発展させようと考える中小企業に対しては、市場ニーズにも目を配りつつ企業が直面している技術課題と向き合い、事業化までを見据えたきめ細かな支援を提供することを望む。

そうした中小企業に都産技研の支援が広く行き渡り、都内経済の活性化に寄与するためには、これまで以上に「総合力で頼りになる都産技研」の存在を広く発信してプレゼンスを向上させ、未利用企業層の都産技研に対する認知度を高めることが重要である。そのために、様々な広報媒体や中小企業との交流の機会を積極的に活用して、研究成果や保有知的財産とその活用事例等を戦略的に発信していくことを望む。

（その他）

第五期中期計画における評価単位及び評価指標は、アウトカムを重視した評価を行うことができるよう、第五期中期目標において定める項目に沿って適切な評価単位の区分を設定し、可能な限り成果指標となり得る数値目標を検討することを求める。

Ⅱ　項 目 別 評 価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績等報告書や法人からのヒアリング等を基に、中期計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について検証を行い、中期目標の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに以下の５段階の評語により評価を行った。

評定	Ｓ・・・中期目標の達成状況が極めて良好である Ａ・・・中期目標の達成状況が良好である Ｂ・・・中期目標の達成状況が概ね良好である Ｃ・・・中期目標の達成状況がやや不十分である Ｄ・・・中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター　　項目別評定総括表

中期目標を達成するために取るべき措置	項目番号	年度評価					中期目標期間評価		評定説明	備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
技術相談	1	B	B	B	B		B		11ページ	
依頼試験、機器利用	2	A	A	A	A		A		12ページ	
オーダーメード型技術支援	3	A	B	B	A		B		14ページ	
基盤研究	4	S	B	A	S		A		15ページ	
共同研究	5	A	A	A	A		A		16ページ	
外部資金導入研究・調査	6	A	S	S	S		S		17ページ	
知的財産	7	A	A	A	A		A		18ページ	
新産業創出支援	8	A	A	S	S		S		19ページ	
社会的課題解決支援	9	S	S	A	A		S		20ページ	
オープンイノベーション	10	B	B	B	B		B		21ページ	
製品開発支援ラボ等	11	A	A	A	A		A		22ページ	
海外展開	12	B	A	A	A		A		23ページ	
支所における支援	13	B	B	B	A		B		24ページ	
食品産業への支援	14	B	B	B	B		B		25ページ	
産業人材の育成	15	B	A	A	B		B		26ページ	
情報発信の推進	16	A	A	A	B		A		27ページ	
Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
組織体制及び運営、効率化、経費節減	17	B	A	B	B		B		28ページ	
Ⅱ～Ⅷ 財務内容の改善に関する事項、その他業務運営に関する重要事項等										
資産の適正な管理運用等	18	B	B	B	B		B		30ページ	
危機管理対策、社会的責任	19	B	B	B	B		B		31ページ	
内部統制・コンプライアンス	20	B	B	B	B		B		32ページ	

項目１（技術相談）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－１ 技術相談 都産技研が保有する技術を活用して、ものづくり基盤技術分野のみならず、これらに関連する社会的課題やサービス産業分野に対しても技術面から幅広く対応する。 また、支援状況のカルテ化と相談内容の分析、ＯＪＴによる職員の質の向上などにより、相談業務を効率的かつ効果的に行う。 電子メール、ウェブ相談など、デジタル媒体を活用した相談実施率を、第四期中期計画の最終年度までに 50 パーセント以上とすることを目標とする。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ デジタル媒体を活用した技術相談実施率は 50％に達し、中期計画目標値を達成する見込み。

	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施率（％）	50	45	38	40	50

■ デジタル媒体を活用した技術相談を推進する取組として、バーチャル技術相談や簡易技術相談チャットボットなどを導入した。

■ 利用者アンケートに基づく技術相談の満足度は、毎年度 96％以上の高い水準を維持している。

⇒ 相談内容や支援実績に関するデータの蓄積と分析により、技術支援から研究開発まで、都産技研の業務運営全体の質の向上に活用することが望まれる。

項目２（依頼試験、機器利用）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－２ 依頼試験 製品などの品質・性能証明や事故原因究明、中小企業の高品質、高性能、高安全性等、付加価値の高いものづくりを支援できるよう、試験結果に基づいた効果的なアドバイスを実施する。 都産技研が保有する技術をベースとした特徴的な試験の充実を図るとともに、「支える」研究の成果を活用するなど研究開発事業と有機的な連携により試験品質の維持向上を図り、一層高品質なサービスの提供に努める。 中小企業の製品開発に必要となる多様な試験ニーズに対応するため、機器の保守・更新、校正管理を適切に行うとともに、試験項目を見直す。 また、依頼試験手続きのデジタル化を進め、利便性を向上させる。 １－３ 機器利用 中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を計画的に整備し、中小企業における製品化・事業化のために機器の直接利用のサービスを提供する。利用に際しては、職員が豊富な知識を活かして、的確な指導・助言を行う。また、第三期中期計画期間に引き続き、利用者ニーズや機器の利用頻度などを踏まえて、項目を見直し、利便性を向上させる。 操作に高度な知識や技術を要する機器については、利用方法習得のための講習会を開催し、利用者にライセンスを付与することで、高度な機器の利用促進や中小企業の技術力向上を図る。 依頼試験及び機器利用の合計利用件数については、第四期中期計画期間中に130万件を目標とする。

評　価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■　依頼試験及び機器利用の合計利用件数は、初年度は新型コロナ感染症の影響で大きく落ち込んでいたが、その後、中小企業の利用ニーズの増加に対応することで、中期計画目標値に対して81％の達成度となっている。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
依頼試験（件）	113,408	104,556	120,657	119,224	457,845
機器利用（件）	131,623	148,001	153,431	164,680	597,735
合計（件）	245,031	252,557	274,088	283,904	1,055,580

※中期計画目標　依頼試験・機器利用の合計：130 万件

■　計量法に基づく試験所認定の対象となる測定分野を拡充し、質の高い品質証明を求める試験のニーズに応えている。

■　利用者アンケートに基づく依頼試験及び機器利用の満足度は、いずれも毎年度97％以上の高い水準を維持している。

⇒　高度化している技術支援ニーズや、これまで取り組んでいない新たな技術分野に対応した、依頼試験・機器利用の充実を期待する。

項目３（オーダーメード型技術支援）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－４ オーダーメード型技術支援 中小企業の製品開発段階に応じたきめ細かい支援を行うために、製品の企画・設計から品質評価に係る技術課題まで柔軟に対応するオーダーメード型技術支援を実施する。日本産業規格（ＪＩＳ）などに定めのない分析・評価や試作、人材育成などを適宜組み合わせるとともに、各技術分野の連携を強化して、包括的に支援を行う。 オーダーメード型技術支援を利用して製品化又は事業化に至った件数については、第四期中期計画期間中に 120 件を目標とする。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ 支援を利用して製品化又は事業化に至った件数は、中期計画目標値に対して86％の達成度となっている。

製品化・事業化に至った件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	120	30	20	22	31	103

■ 様々な支援メニューを組み合わせることで、製品開発や生産工程改善、人材育成など、個々の中小企業が直面している固有の技術課題の解決に向けた柔軟な支援を展開している。

⇒ 開発型中小企業、スタートアップに対する、企画・設計から試作・製品化まで、一貫した技術・製品開発の支援の強化が望まれる。

項目４（基盤研究）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－５ 基盤研究 多くの中小企業が抱える課題への対応に必要な研究、市場の拡大が見込まれる分野、及び社会的課題解決に資する分野の研究を基盤研究として取り組む。 また、研究開発戦略に基づき、重点的に取り組む研究テーマを設定し、機械、電気・電子、情報、ＩｏＴ、化学、バイオ、食品等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施していく。 さらに、社会の多様化・急激な変化などを背景とした複層的な技術課題の解決を図るため、研究部門を超えて、都産技研の技術分野を横断・融合したテーマ設定型の研究開発事業を継続実施する。 基盤研究の成果を基に、支援事業に発展した件数、共同研究に発展した件数、外部資金導入研究に採択された件数を合わせて、第四期中期計画期間中に135件を目標とする。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ 基盤研究の成果を基に、支援事業や共同研究、外部資金導入研究に発展した件数は、中期計画目標値に対して 90％の達成度となっている。

発展・採択件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	135	31	22	32	37	122

■ 研究開発戦略に基づき、各研究テーマを「東京の産業を牽引する研究」「創出する研究」「支える研究」に分類して、目指す方向性を明確化した上で多様な研究を実施した。

■ 組織の垣根を乗り越えて、複数の技術分野を横断したチームを構成して課題解決を目指す「協創的研究開発」を継続的に実施し、今後、新製品開発への活用が期待される研究成果を生み出している。

⇒ 中小企業が直面している課題の解決に資する研究から、社会課題の解決につながる先導的な研究まで、様々な研究を効果的に推進することで、中小企業やスタートアップへの支援が充実強化されることを期待する。

項目５（共同研究）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－６ 共同研究 基盤研究で得られた研究成果や中小企業や大学などのアイデアや技術シーズを効率的かつ効果的に製品化・事業化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関等と課題を共有し、協力して共同研究に積極的に取り組む。また、共同研究終了後も製品化・事業化などの状況を把握し、既存の支援事業でサポートする。 共同研究の実施により製品化又は事業化に至った件数については、第四期中期計画期間中に 70 件を目標とする。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ 共同研究の実施により製品化又は事業化に至った件数は、中期計画目標値に対して 90％の達成度となっている。

製品化・事業化に至った件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	70	14	15	19	15	63

■ 共同研究終了後もフォローを継続し、開発した製品の評価試験や改良に関する支援を行うことで、販売促進を後押ししている。

⇒ 引き続き、新技術・新製品の開発に取り組む中小企業やスタートアップに対して、都産技研が蓄積してきた技術シーズと高度な専門技術を活用した共同研究を積極的に展開し、製品化・事業化に貢献していくことを期待する。

項目６（外部資金導入研究・調査）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－７ 外部資金導入研究･調査 第三期中期計画期間から開始した、申請書作成に関する査読や職員研修の仕組みを利用して、産業振興を目的とする外部資金や科学研究費助成事業などへ積極的に応募し、採択を目指す。また、研究成果を企業の製品化・事業化、共同研究や支援事業に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに応える。 外部資金導入研究の採択件数については、第四期中期計画期間中に 140 件を目標とする。

評 価	Ｓ（中期目標の達成状況が極めて良好である）

■ 外部資金導入研究の採択件数は、４年度目に中期計画の目標を達成した。

採択件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	140	30	36	50	50	166

■ 外部資金導入研究により都産技研が受け入れた歳入総額は、第三期中期目標期間の実績を上回る高い水準となっている。

歳入総額（百万円）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	257	362	355	265

■ 提案公募型研究の新規採択を増やすために、所内の指導体制や研修の充実、応募実績の無い外部資金の職員への周知など、組織を挙げての取組を行っている。

⇒ 外部資金を積極的に獲得することで、都産技研の研究の幅を広げ、質を高めてきたことは高く評価できる。
今後も、外部資金を活用した中小企業等との共同研究や受託研究により、先進的な新技術・新製品開発を推進していくことを期待する。

項目７（知的財産）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
１－８ 知的財産の取得と活用 都産技研の成果として蓄積した優れた新技術や技術的知見を、中小企業の技術開発や製品開発に活かすため、知的財産権の出願を行う。また保有する知的財産を積極的に情報発信し、実施許諾の推進を図る。 都産技研の知的財産権を中小企業などへ実施許諾する件数については、第四期中期計画期間中に 35 件を目標とする。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ 知的財産権を実施許諾した件数は、３年度目に中期計画の目標を達成した。

実施許諾件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	35	17	12	12	9	50

■ 職務発明審査会において、将来、中小企業への実施許諾につながる可能性の高い研究成果を抽出、評価した上で、知的財産化を推進している。

⇒ 有望な技術シーズを生み出し、知的財産権として確保することで、多くの共同研究等に活用していくことを期待する。

項目８（新産業創出支援）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
２ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
２－１ 新産業創出支援 都産技研が、これまで培ってきたＩｏＴ、ロボット技術に５Ｇを含めた次世代通信技術などを活用することで、成長分野における中小企業の新技術・新製品開発を支援する。これにより、中小企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しし、付加価値の高い製品開発やサービス創出を支援する。 また、東京の中小企業が持つ優れた技術を向上・育成し、国際競争力のある高度なものづくり中小・ベンチャー企業を支援する。

評 価	Ｓ（中期目標の達成状況が極めて良好である）

■ 令和２年度に開設したＤＸ推進センターを拠点として、５Ｇ、ＩｏＴ、ロボット技術の社会実装に向けた研究開発と技術支援を実施しており、共同研究等から製品化・事業化に至った件数は４年間で 18 件となっている。

■ 航空機産業への参入や販路拡大を目指す中小企業に対して、共同研究や試作支援を実施しており、米国からの航空機部品の受注及び納入が実現した。

■ ものづくりベンチャーの優れたアイデアを選出し、試作支援やピッチコンテストを通した事業化支援を行うことで、製品化や法人化につなげている。

⇒ ＤＸ推進センターや航空機産業支援室などを拠点として、多くの中小企業やスタートアップに対して支援を展開し、製品化・事業化に貢献してきたことは高く評価できる。

引き続き、今後市場規模が拡大すると見込まれる成長産業への参入に挑戦する中小企業やスタートアップに対して、支援を推進していくことを期待する。

項目９（社会的課題解決支援）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
２ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
２－２ 社会的課題解決支援 廃プラスチックをはじめとする環境分野やＱＯＬの向上などの社会的課題の解決に資する分野（環境分野、ヘルスケア分野、食品分野等）における技術開発や製品化・事業化を促進するための支援を行う。バイオ基盤技術を活用して、化粧品や食品などの製品開発を支援する。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その必要性が顕在化した新しい生活様式に対応した新技術・新製品の開発を支援する。

評 価	Ｓ（中期目標の達成状況が極めて良好である）

■ プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、介護環境の改善といった、社会課題の解決に資する研究開発に取り組み、中小企業の製品化・事業化を促進している。

■ ヘルスケア産業支援室を拠点として、動物実験代替技術などに関する基盤研究に取り組むとともに、化粧品や食品関連企業のニーズに対応した機器整備を行い、支援体制を強化することで、技術支援の実績を伸ばしている。

■ ゼロエミッションに資する水素エネルギーの活用を促進するために、調査と基盤研究に取り組むとともに、水素関連事業への参入に関心を持つ中小企業向けのセミナーを開催し、情報発信と普及啓発を行った。

⇒ 都産技研の支援によって、様々な社会的課題に対応した分野において、多くの新製品、新サービスの開発につながったことは高く評価できる。
今後は、将来的な社会動向や技術動向を見据えて優れた技術シーズを蓄積するとともに、社会的課題の解決に資するイノベーションの担い手となる中小企業やスタートアップの輩出を目指した取組を期待する。

項目１０（オープンイノベーション）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
３ 中小企業等の新事業展開支援
３－１ 多様な連携によるオープンイノベーション等の促進 企業の保有技術を分かりやすく発信する機会を都産技研が提供することによりビジネスマッチングを活性化し、金融機関など他の支援機関や、豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と協力して、中小企業のオープンイノベーションを促進する取り組みを実施する。このような取り組みを通じ、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。 東京都をはじめとする自治体、中小企業支援機関などが実施する中小企業などへの助成や表彰などのための技術審査に積極的に協力する。 都産技研が保有していない技術分野に関する相談などに対し、首都圏公設試験研究機関連携体に参加している近隣の公設試験研究機関や大学などと連携を図り、中小企業への技術支援の充実を図る。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ ビジネスマッチング会の主催や、異業種交流グループ及び技術研究会の設立と運営を支援することにより、企業間の連携を促進する取組を行っている。

■ 金融機関や都内外の自治体と連携して、セミナーや相談会への参加、都産技研のＰＲなど、利用拡大を図るための取組を実施している。

⇒ 中小企業やスタートアップ、大学等の交流連携を支援し、協業や共同開発を促進するなど、オープンイノベーションの輪を広げる取組を強化することが望まれる。

項目１１（製品開発支援ラボ等）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
３ 中小企業等の新事業展開支援
３－２ 都産技研の資源やネットワークを活用した支援 新製品・新技術開発や、起業・第二創業を目指す中小企業に対して、都産技研の資源が活用できる本部と多摩テクノプラザの製品開発支援ラボの利用を促進する。製品開発支援ラボは、中小企業のニーズに合わせ運営し、機器利用、依頼試験、オーダーメード型技術支援、共同研究などの支援メニューも併せて提供し、製品化・事業化を後押しする。また、都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携により、スタートアップ企業の製品化・事業化を支援する。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ 24 室ある製品開発支援ラボの入居促進に向けて、ＳＮＳの活用や他の支援機関を通したＰＲを行うことで、年間入居率は 96％以上の高い水準で推移している。

年間入居率（％）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	100	100	99.6	96.3

■ 入居企業に対する技術支援や共同研究、イベント出展支援等を通して、製品化・事業化に貢献している。

⇒ 製品開発支援ラボを拠点として、中小企業やスタートアップの新技術・新製品開発に対する支援を展開するとともに、開発製品のＰＲなど、販路開拓につながる取組を行うことを期待する。

項目１２（海外展開）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
３ 中小企業等の新事業展開支援
３－３ 海外展開の促進 海外市場に進出するための情報やノウハウなどが不足する中小企業に対して、国際規格などに関する相談や動向に関するセミナーを実施する。また、中小企業の海外展開に必要となる国際規格への適合性などについて、企業のニーズに応じたきめ細かい支援を実施する。 また、今後の市場拡大が期待される海外に展開する中小企業に対し、海外支援拠点と本部などが一体となり、ウェブ会議システムを活用し、海外現地中小企業への技術支援を充実させる。 中小企業の海外展開に寄与した件数については、第四期中期計画期間中に 120 件を目標とする。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ 中小企業の海外展開に寄与した件数は、３年度目に中期計画の目標を達成した。

海外展開に寄与した件数（件）	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	合計
	120	30	53	55	52	190

■ 海外の法規制や国際規格への適合性などに関する技術相談や、セミナー、ウェブサイトによる最新情報の提供を着実に実施している。

■ バンコク支所における技術相談や実地技術支援の件数は、初年度以降、毎年度増加している。

技術相談・実地技術支援実績（件）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	123	247	416	434

⇒ 国際規格などに関する技術相談や情報提供を継続するとともに、規格や規制に適合した製品開発や評価試験に力を入れることで、中小企業の海外展開を一層促進していくことを期待する。

項目１３（支所における支援）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
４ 地域や支所の特色を活かした支援
４－１ 支所における支援 多摩テクノプラザや城東、墨田、城南の各支所では、地域の産業特性を踏まえ、本部や各支所との有機的な連携を図りながら技術支援を実施する。また、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）や大学、区・市等との連携事業などを通じて、中小企業の製品開発や技術的課題の解決を支援する。 多摩テクノプラザでは、繊維技術の蓄積を活かした複合素材開発、及び、ＥＭＣサイトでの各種機器やデバイスの電気的評価による製品開発を支援する。城東支所では、デジタル技術を活用した製品デザインや加工技術などにより地域企業の製品開発を支援する。墨田支所では、人間工学や生理計測などに基づいたデータの取得、人間の特性、生活空間・環境を活かした生活技術による生活関連製品の開発を支援する。城南支所では、先端的な計測・分析技術や加工技術により地域企業の高品質高付加価値製品の開発を支援する。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■　都産技研の支所は、本部と機能分担しつつ相互に連携することで、所在地の多摩地域、城東地域、城南地域等の産業特性に応じた、特色ある技術支援を展開している。

■　多摩テクノプラザにおいてはモビリティ産業支援、城南支所においては精密加工支援に関する機器整備などの支援体制の強化を行っている。

■　墨田支所では、においなど感性工学に関する研究で得た知見を活かして、中小企業の製品開発支援を行っている。

⇒　支所の特性と強みを活かした、地域に根差した企業密着型支援や、専門技術分野に特化した高度な技術支援など、支所の人的・物的資源を最大限に活用した支援体制の強化が望まれる。

項目１４（食品産業への支援）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
４ 地域や支所の特色を活かした支援
４－２ 食品産業への支援 食品技術センターの有する食品技術と都産技研の有する工業技術の相乗効果により、食品産業に関わる中小企業支援を強化する。食品産業に関わる依頼試験、機器利用、研究開発等を実施するとともに、新技術・新製品開発、デザイン向上、生産性向上等による売れる商品開発を支援する。さらに、中小企業振興公社などとの連携の強化によって商品の販路開拓までを含めた一体的な支援を図る。 また、食の安全・安心の確保や地産地消等の推進を行っている、都の農林水産業振興部門との連携も図っていく。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ 食品技術センターとバイオ技術部門との連携強化や、工業技術を活用した食品開発に取り組むなど、食品技術センターの統合の効果が現れている。

■ 都の農林水産業振興部門との連携を継続し、地域資源を活用した特産品の開発などに貢献している。

⇒ 食品技術センターが、食料安定供給や食品ロス削減に資するフードテック分野から、地域振興に貢献する地域特産品の開発まで、食にまつわる幅広い支援の拠点となることが望まれる。

項目１５（産業人材の育成）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
５ 東京の産業を支える産業人材の育成
５－１ 中小企業の中核人材の育成 最新の技術動向、製品の品質管理や信頼性などに関するセミナーや実習を取り入れた講習会を開催する。また、企業現場での技術支援などを通じ、研究成果や技術シーズ、ノウハウの普及により、技術力の高い人材を育成する。さらに、受講者の利便性を向上するため、オンラインによるセミナーなどを開催する。 ５－２ 次世代を担う人材の育成 大学、高専等から研修学生などを受け入れることにより、産業に関する研究開発を通して中小企業などにおけるものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成する。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ 技術セミナーや実習を取り入れた講習会について、社会動向や受講者のニーズを踏まえ、リアル開催とライブ配信、オンデマンド配信等の最適な手法を用いて実施している。

■ 大学、高等専門学校等からの研修生の受入れや、学術団体や業界団体等への講師派遣を、継続的に実施している。

⇒ 最新の技術情報の提供に加え、企業の固有技術に関するレベル向上や、次世代の技術者等への技術承継など、中小企業が置かれている個別の課題に対応した人材育成の展開を望む。

項目１６（情報発信の推進）

第四期中期計画
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
６ 情報発信の推進
都産技研が主催する研究発表会や施設公開、オンラインによるイベント参加など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のＰＲを行う。 ウェブサイトや刊行物などの広報媒体を活用して、研究開発の成果を分かりやすく伝える情報の充実を図り、中小企業に役立つ技術情報を広く・迅速に提供する。 アンケートや認知度調査などによる客観的な指標により情報発信の効果を把握する。また、広報の専門知識や技能を有する外部人材の効果的な活用などにより、戦略的な広報活動を推進する。 情報発信のデジタル化については、オンラインによる研究発表会等の実施率を第四期中期計画期間の最終年度までに 50 パーセント以上、広報誌等の紙媒体のデジタル化率を最終年度までに 80 パーセント以上とすることを目標とする。

評 価	Ａ（中期目標の達成状況が良好である）

■ オンラインによる研究発表会等の実施率及び広報誌等の紙媒体のデジタル化率は、中期計画目標値を上回っている。

	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
オンラインによる研究発表会等の実施率（%）	50	95	69	88	79
広報誌等の紙媒体のデジタル化率（%）	80	80	86	84	94

■ オウンドメディアに加えて、ＹｏｕＴｕｂｅ、Ｘ(旧Ｔｗｉｔｔｅｒ)、ｎｏｔｅなども活用した、効果的な情報発信を推進している。

■ 令和３年度に開催した設立 100 周年記念式典や、それを契機に始めた、過去に都産技研を利用して優れた業績を上げている中小企業を表彰する事業など、プレゼンスの向上に資する取組を展開している。

⇒ 未利用企業層にも届く戦略的な広報展開を行うことにより、都産技研のプレゼンスを向上させ、更なる利用促進が図られることを期待する。

項目１７（組織体制及び運営、効率化、経費節減）

第四期中期計画

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　組織体制及び運営

１－１　機動性の高い組織体制の確保

社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに的確に対応できる機動性の高い執行体制を確保するため、地方独立行政法人のメリットを活かし、柔軟かつ迅速に組織体制の検証を行い、必要な措置を講じていく。

１－２　適正な組織運営

事業セグメント毎に投入した経営資源と事業効果の検証を行うとともに、各事業においても業務時間分析などを活用し技術支援、研究開発その他の業務を効率的かつバランスを取りながら実施し、中小企業に対して質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、適正な組織運営を行っていく。

１－３　職員の確保・育成

技術革新の著しい産業や技術に対応できるよう、将来を見据え中長期的な視点に立ち、大学訪問に加えオンライン説明会への参加やデジタルコンテンツの効果的な活用などにより、研究職員を計画的に採用する。機動的で柔軟な組織運営に向け重要な役割を担う事務職員についても、計画的に確保していく。

職員一人ひとりの技術支援力の向上を図り、多様化する中小企業支援ニーズに対応できる幅広い視野を持つ職員を育成するため、人材育成に関する計画を策定し、これに基づいて計画的・体系的に研修などを実施していく。

また、都産技研としてのデジタルトランスフォーメーション推進の観点から、計画に基づく研修については、デジタルメディアによる実施率を第四期中期計画期間の最終年度までに 60 パーセント以上とすることを目標とする。

１－４　ライフ・ワーク・バランスの推進

ライフ・ワーク・バランスを一層推進するため、多様・柔軟な勤務形態の設定や休暇等の取得促進、テレワークの活用やフレキシブルな人員配置などによる効率的な業務遂行などを通し、組織全体として超過勤務の縮減に努めるとともに、職員の心身の健康維持と業務の効率性向上の両立を図る。

１－５　デジタルトランスフォーメーションの推進

業務のデジタルトランスフォーメーションを推進する組織を新たに設置し、業務改革の推進や利用者へのサービスの向上に重点的に取り組む。

また、支援業務の管理や総務・財務に関する事務手続きの簡素化・迅速化を図るため、情報システムを再構築し、試験申込など受付窓口の効率化や成績証明書などの書類の電

子化など利用者サービスの向上に努めるとともに、事務処理の効率化を図る。

２ 業務運営の効率化と経費節減

２－１ 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、業務内容や処理手続きを見直すなど業務改革を推進し、利用者満足度の向上を目指す。

具体的には、料金後納制度の導入、コンビニ払いの推進などによる事務の効率化を図る。また、テレワークやオンライン会議の実施、会議のペーパーレス化の徹底、各種業務システムの活用などにより業務のデジタル化を促進する。さらに、外部機関や専門家の活用も含め業務のアウトソーシングを進める。

都産技研内部の会議及び委員会のペーパーレスでの開催率については、第四期中期計画期間の最終年度までに 80 パーセント以上とすることを目標とする。

２－２ 財政運営の効率化

標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直し、事務処理の効率性の向上、自己収入の増加等により、毎年度前年度比１パーセントの財政運営の効率化を図る。

評 価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■ 職員研修におけるデジタル化実施率及び内部の会議等のペーパーレスでの開催率は、中期計画目標値を上回っている。

	中期計画目標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
職員研修におけるデジタル化実施率（%）	60	78	83	74	76
会議等のペーパーレスでの開催率（%）	80	78	82	91	88

■ 中小企業の支援ニーズに的確に対応できる効果的な執行体制を確保するため、組織再編や人事制度の改正を行うほか、研修や他機関への出向、社会人博士課程への派遣などを通じて人材育成に取り組んでいる。

■ デジタル化推進室を設置し、利用者の利便性向上、業務の効率化につながる様々な取組を推進している。

⇒ 社会経済動向や中小企業のニーズの変化に即応した研究開発と技術支援を行うことができるよう、柔軟かつ機動性の高い組織運営及び人材の確保・育成が望まれる。

項目１８（資産の適正な管理運用等）

第四期中期計画
Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
３　財務内容の改善に関する事項 ３－１　資産の適正な管理運用 安全かつ効率的な資金運用管理を推進するとともに、債権管理を適切に行っていく。 建物、施設について計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行い、国内規格や国際規格に適合する測定などが確実に実施できるよう管理運用する。またこれらの利用率が低い場合は、適切な有効活用を図っていく。
Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
Ⅳ　短期借入金の限度額
Ⅴ　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
Ⅵ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
Ⅶ　剰余金及び積立金の使途
１　剰余金の使途 当該中期目標期間の決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。 ２　積立金の使途 前期中期目標期間の最終年度において、地方独立行政法人法第40条第１項又は第２項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。
Ⅷ　その他業務運営に関する事項
１　施設･設備の整備と活用 業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、先端技術への対応や省エネルギー対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を適切に行う。

評　価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）
■　資金の運用管理や、施設・設備の計画的な修繕・整備を適切に行っている。 ■　公的な試験機関としての信頼性を保つため、試験機器の保守・校正を適切に実施している。 ⇒　都産技研の研究開発や技術支援の基盤となる施設、設備、機器等を適切に維持管理するとともに、技術動向の変化も考慮した計画的な試験機器の更新整備が望まれる。	

項目１９（危機管理対策、社会的責任）

第四期中期計画
Ⅷ　その他業務運営に関する事項
２　危機管理対策の推進 個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止を図るために、全職員を対象に研修を実施する。 情報セキュリティ事故を未然に防止するため、職員への適切な情報提供や研修の実施に加え、システムやソフトウェアの適宜更新など、ヒューマンエラーによるリスクを低減する技術的対策を講じていく。 環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、毒劇物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練や職員への意識向上のための研修を実施する。 震災の発生や新興感染症の流行などに備えた対応策を必要に応じて見直すとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向け的確に対応していく。 緊急事態への対応方法を防災訓練や研修などで周知徹底するとともに、通報訓練の実施、スマートフォンによる職員の安否確認システムの導入など、迅速な情報伝達・意思決定に向け管理体制の整備を図る。 **３　社会的責任** **３－１　情報公開** 運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ウェブサイトや刊行物の発行などにより経営情報の公開に取り組む。 事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。 **３－２　環境への配慮** 法人の社会的責任を踏まえ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を意識し、省エネルギー対策の推進、CO_2削減等、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

評　価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）
■　災害対策や化学物質等規制物質の管理に加え、テレワークに対応した情報セキュリティや安全保障輸出管理などの新たな課題に対しても、適切に対応している。 ■　エネルギー消費の低減に着実に取り組み、また、太陽光発電設備や電気自動車用急速充電設備を整備するなど、環境負荷の低減に配慮した業務運営を行っている。 ⇒　公設試験研究機関としての信頼を維持するため、災害時対応や情報セキュリティを始めとする危機管理対策に力を入れるとともに、環境に配慮した業務運営を推進されることを望む。	

項目２０（内部統制・コンプライアンス）

第四期中期計画
Ⅷ　その他業務運営に関する事項
４　内部統制によるガバナンス強化とコンプライアンスの推進 内部統制の仕組みを有効に機能させるため、規程・内規・業務マニュアルの再編整備をすすめる。また、情報システムを活用した情報伝達・情報共有の仕組みを導入するとともに、コンプライアンス確保のため、倫理・コンプライアンスの研修や倫理審査を実施する。 都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

評　価	Ｂ（中期目標の達成状況が概ね良好である）

■　内部統制関連規程の点検・整備等、内部統制の仕組みを有効に機能させる取組を着実に実施している。

■　内部監査や、コンプライアンスガイドの策定・改訂、職員研修により、適正な組織運営に努めている。

⇒　内部統制の取組を着実に実施するとともに、積極的な情報公開を実施することで、ガバナンス強化とコンプライアンスの徹底が一層図られることを望む。

Ⅲ　参 考 資 料

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価に係る評価委員会の意見について

１　第四期中期目標期間における地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の業務の状況は、「優れた業務の達成状況にある」と認められる。評価の決定に際しては、次の点について留意されたい。

・　外部資金導入研究については、採択件数と歳入総額が第四期中期目標期間中高い水準を維持しており、評価できる。引き続き積極的に外部資金を獲得することで、中小企業への支援内容の充実につなげることを期待する。

・　知的財産については、実施許諾の件数を着実に伸ばし、中小企業の製品開発につなげている点が評価できる。より組織的・戦略的な知的財産管理に取り組むことを期待する。

・　社会情勢の変化に応じて、公設試験研究機関として期待される役割が多様化する中でも、都内経済の基盤となるものづくり中小企業へのきめ細かな支援を継続し、将来にわたる技術の承継を後押しすることが望まれる。

２　第五期中期目標における事業展開に向けては、都産技研が次の取組を推進することを期待する。

・　多様な広報活動により支援内容や研究成果等を効果的に発信し、都産技研のプレゼンスを向上することで、より多くの中小企業の利用を促進することが望まれる。

・　中小企業の製品化・事業化を優位なものとするためにも、社会や経済の動向を調査・分析し、中小企業の支援に活かしていくことが望まれる。

東京都地方独立行政法人評価委員会　委員名簿
（令和７年７月１日現在）

◎　委員長（分科会長）　○ 分科会長

分科会	氏　名	所　属
公立大学	◎ 大野　高裕	早稲田大学　理工学術院　創造理工学部　教授
	梶間　栄一	公認会計士 梶間公認会計士・税理士事務所 代表
	小島　明子	株式会社日本総合研究所　創発戦略センター　スペシャリスト
	杉谷　祐美子	青山学院大学　教育人間科学部　教育学科　教授
	十河　英史	日本製鉄株式会社　取締役　常任監査等委員
	最上　善広	放送大学　特任教授 放送大学　東京足立学習センター所長 お茶の水女子大学　名誉教授
	山口　忍	茨城県立医療大学　保健医療学部　看護学科　教授 茨城県立医療大学　地域・社会貢献研究センター長
試験研究	○ 鈴木　哲也	慶應義塾大学　理工学部　機械工学科　教授
	大橋　玲子	監査法人八雲　代表社員
	桑田　薫	東京科学大学　副理事（DE&I担当）
	豊田　国寿	日刊工業新聞社　東日本支社　局次長
	宮川　容子	大森クローム工業株式会社　代表取締役会長
高齢者医療・研究	○ 大内　尉義	国家公務員共済組合連合会　虎の門病院　名誉院長 公益財団法人冲中記念成人病研究所　代表理事
	岡田　就将	東京科学大学大学院　教授
	高梨　ゆき子	読売新聞東京本社　論説委員
	土谷　明男	公益社団法人東京都医師会　副会長
	松前　江里子	さくら公認会計士事務所　所長
都立病院	○ 福井　次矢	日本薬科大学　学長
	井伊　雅子	一橋大学国際・公共政策大学院　教授
	大坪　由里子	公益社団法人東京都医師会　理事
	児玉　修	ＭＥＰＳ有限責任監査法人　代表社員
	坂本　すが	東京医療保健大学　副学長
	本田　麻由美	読売新聞東京本社　編集局医療部　編集委員
	山口　俊晴	公益財団法人がん研究会有明病院　名誉院長

（委員長、分科会長を除き五十音順、敬称略）

東京都が設立する地方独立行政法人の評価に関する指針

２９総行革行第７５４号
平成３０年３月２６日
改正　２総行革行第５３０号
令和３年３月１８日

第１　本指針について

１　本指針の位置付け

本指針は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第１項の評価に関する指針である。本指針に基づいた評価を実施するため、都が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）ごとに評価の基準を別途作成する。ただし、東京都公立大学法人を対象に東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う法第 78 条の２第１項の評価の方針、方法等については、評価委員会が別に定める。

２　本指針の基本的な考え方

（１）都が法人に示した中期目標並びに法人が策定した中期計画及び年度計画において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る議会審議、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等の中期目標策定後に生じた課題への対応のほか、法人の自主的な取組についても評価を行う。

（２）知事による目標策定と評価に基づくＰＤＣＡサイクルを十分に機能させるという制度の趣旨を踏まえ、法人の過去の業務実績評価等の結果を活用して評価する。

（３）各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながる実効性のある評価を実施する。

また、その際、都の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

（４）評価に当たっては、各法人に対する社会的要請を踏まえるとともに、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持つものとする。

（５）評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評価（以下「項目別評価」という。）と、項目別評価を基礎とし法人全体を評価する全体評価（以下「全体評価」という。）によって行う。

※「東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針（以下「目標策定指針」という。）」第２の２（３）の評価単位を示す。

（６）評価は、中期目標、中期計画及び年度計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によ

って行うものとする。

（７）評価は、法人が法第 28 条第２項に基づき作成する、法人の業務実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を活用するものとする。

（８）評価は、法人の業務運営の改善のほか、法第 30 条第１項に定める業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用するものとする。

（９）法第 28 条第５項に定める評価の結果をまとめたもの（以下「評価書」という。）は、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、中期目標の達成状況並びに中期計画及び年度計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載した上で公表するものとし、透明性の確保及び都民への説明責任の徹底を図るものとする。

３　本指針の対象

（１）法第 28 条第１項各号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）

（２）中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

ア　法第 28 条第１項第２号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）

イ　法第 28 条第１項第３号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

第２　評価の基本的な考え方について

１　総論

地方独立行政法人は、住民サービス等の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画及び年度計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意して、当該課題を発見した場合には、それを提示し、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等や、過去の評価において提示された課題等への対応状況についても適正に評価する。

２　評価体制

法人の業務実績の評価は、当該法人に係る知事の職務を所掌する局が行う。

また、評価の実効性・客観性を担保するため、評価に当たっては、評価委員会からの意見聴取を行うものとする。

所管局は、法人の自己評価結果と評価委員会の意見のみに依拠せず、都として的確な

評価を行うために、日頃から法人と十分なコミュニケーションを取り、法人の業務運営の状況把握に努めるものとする。

3　各評価の目的・趣旨・基本方針

（1）年度評価

ア　年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

イ　各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

ウ　目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該項目の評価だけでなく全体評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況や当該不祥事を生じさせた背景等にも留意するものとする。

エ　予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

（2）中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア　見込評価

（ア）見込評価は、評価の結果を業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

（イ）中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び当該目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）　評価の結果を踏まえ業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標を適切に策定する。

（エ）3（1）年度評価のウ及びエは、見込評価について準用する。その際、3（1）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

イ　期間実績評価

（ア）期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。

（イ）中期目標期間終了時において、当該目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の業務実績を調査・分析し、当該目標期間における目標の達成状況の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に乖（かい）離が

ある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標の変更の必要性について検討する。

（エ）３（１）年度評価のウ及びエは、期間実績評価について準用する。その際、３（１）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

４　自己評価結果の活用等

（１）業務実績等報告書は、都民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善へ活用するとともに、併せて、知事が行う評価のための情報提供に資することなどを目的として作成する。

（２）法人に対して、評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある業務実績等報告書の作成を求める。その際、法人の過度な負担とならないよう配慮する。

（３）年度評価及び中期目標期間評価においては、客観性を考慮しつつ業務実績等報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。

（４）法人は、上記の知事の評価の円滑化に資するよう、業務実績等報告書の作成に当たって、以下の点に努める。

ア　３、５及び６を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

イ　法人の業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

ウ　業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得る評価単位を設定する。その際、自己評価を適正に行うため、当該評価単位は知事が行う評価単位と整合するよう留意する。

エ　自己評価において業務運営上の課題を発見した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

５　評価単位の設定

項目別評価は、目標策定指針に基づき、中期目標を定めた項目を基準として評価単位を設定し、評価を行う。

見込評価の結果、当該期間に設定した目標について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の設定に適切に反映させる。

より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評価を行うことは妨げない。

６　評価の方法等

目標・計画と実績との比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し、対応を促す観点から、以下の方法等によ

り評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

（１）法人から必要かつ十分な資料の提出を受けるとともに、法人理事長からのヒアリングを実施するほか、役員等から必要な情報を収集する。

（２）目標・計画と実績の差異及び事業別予算と決算の差異についての要因分析を実施する。なお、目標・計画と実績は、評価単位ごとに項目別評価の各項目において記載する。

（３）業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢（すう）分析等の財務分析を行う。

（４）同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。また、同業種の法人や民間企業等との比較・分析を行う。

（５）複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

（６）評価委員会から意見聴取を行い、評価委員の専門的知見を活用することで、評価の実効性・客観性を確保する。

上記のほか、必要に応じて法人に対する現地調査を行うなど、評価の実効性を確保するための手法を適用する。

7　項目別評価及び全体評価の方法、評価区分

（１）年度評価

ア　項目別評価

（ア）評価区分

① 原則として、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

②「Ｂ」を標準とする。

各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表１のとおりとする。

（イ）項目別評価の留意事項

① 評価を付す際には、その評価の根拠を合理的かつ明確に記述する。特に、評価根拠となる実績データについては、業務実績等報告書における記載箇所を記述するなど、明確に示す。

② 最上級の評価「Ｓ」を付す場合には、法人の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

・ 法人の自主的な取組による創意工夫

・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与

・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

③ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な場合にはその旨記載する。

イ　全体評価

全体評価は、記述による総合評価を行う。

全体評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、法人全体の評価に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

（ア） 全体評価の記述

① 次の②及び③を踏まえて、別表２の例を参考にした評語を記載する。

② 項目別評価について総括する。

・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要

・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの

・ 業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、法第 28 条第６項に定める業務改善命令が必要な事項については、その旨を具体的かつ明確に記述する。

・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

③ 法人全体の評価に影響を与える事象について記述する。

・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評価に影響を与える事象

・ 目標策定指針第２の１（２）の法人全体を総括する章において記載される法人のミッション・役割の達成について特に考慮すべき事項

・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応等）

④ 全体評価の冒頭には、当該評価を要約した項を設け、①の評語とともに、「高く評価すべき事項」や「改善すべき事項」などをまとめ、都民に分かりやすく提示する。

（イ）全体評価の留意事項

法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。

また、当該事象を生じさせるに至った、マネジメント上の欠陥等に対する要因分析や対応策の検証を行い、評価に反映するものとする。

（２）中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア　項目別評価

（ア）評価区分

（１）ア（ア）年度評価における項目別評価の評価区分と同様の取扱いとする。

ただし、各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表３のとおりとする。

（イ）項目別評価の留意事項

① 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業

務実績見込みと実際の業務実績との間に大幅な乖離(かい)がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

② 評価に併せ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

上記のほか、（１）ア（イ）年度評価における項目別評価の留意事項と同様の取扱いとする。

イ　全体評価

（ア）全体評価の記述

（１）イ（ア）年度評価における全体評価の記述と同様の取扱いとする。ただし、評語については別表４の例を参考にするものとする。

（イ）全体評価の留意事項

① 見込評価においては、評価のほか、業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標策定に関して取るべき方策を記載する。

② 期間実績評価においては、評価のほか、見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項を記載する。

③ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、全体評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

上記のほか、（１）イ（イ）年度評価における全体評価の留意事項と同様の取扱いとする。

第３　評価結果の活用等

１　評価結果の活用等に関する事項

（１）法人は、評価結果を中期計画の見直し、翌年度の年度計画の策定及び次期中期計画の策定並びに法人内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分及び業務手法の見直し等に活用するものとする。

（２）都は、評価結果を中期目標の見直し、業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定のほか、都の政策等に反映させる。

（３）項目別評価で「Ｄ」評価を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。

（４）業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

（５）評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が発見された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。

２　評価結果の業務運営の改善等への反映

（１）法人は、法第 29 条に定める、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組を取りまとめた報告書（以下「評価結果反映報告書」という。）について、翌事業年度に行う知事の評価の中で記載内容をチェックできるよう、業務実績等報告書の提出時期に合わせて作成し、知事に提出するとともに公表する。

（２）法人は、（１）の取りまとめに際して、評価で指摘された事項について、中期計画、年度計画への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。

都は、評価で指摘した事項が適切に記載されているかを確認する。

（３）都は、法人が評価委員会における審議の内容を、その業務運営に活用できるよう、適切な助言を行う。

３　評価結果等の公表に関する事項

（１）業務実績等報告書、評価結果反映報告書、評価書並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果（以下「評価書等」という。）は４のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。

（２）評価書等は、都や法人のホームページなど、広く都民に周知できる方法で公表するものとする。

（３）評価に活用したデータ等についても、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な公表に努める。

４　評価のスケジュールに関する事項

評価結果を業務運営の改善等に適切に反映できるよう、予算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のスケジュールが想定される。

（１）業務実績等報告・評価結果反映報告

６月末までに業務実績等報告書・評価結果反映報告書を提出し、速やかに公表する。

（２）知事による評価等

ア　年度評価

８月上旬を目途に評価委員会から意見聴取の上で評価を完了し、法人に通知し、公表する。

イ　見込評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討

見込評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果については、８月下旬を目途に評価委員会からの意見聴取を完了した上で、法人に通知し、公表する。

ウ　期間実績評価

８月上旬を目途に評価委員会から意見聴取の上で評価を完了し、法人に通知し、公表する。

各評価結果については、毎年、東京都議会第３回定例会に報告する。

５　本指針の見直しについて

評価の実効性や法人に関する都の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定・評価に基づくＰＤＣＡサイクルの実効性をより高める観点や法人のマネジメントの実効性をより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。

６　本指針の適用について

令和３年４月１日以降に実施する評価から適用する。

別表１

評　語		説　明
S	年度計画を大幅に上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・　実績・成果が卓越した水準にある ・　都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・　上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	年度計画を上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果を上げている項目で、Ｓ評価には該当しない項目
B	年度計画を概(おおむ)ね順調に実施している	年度計画に記載された事項を１００％計画どおり実施している項目
C	年度計画を十分に実施できていない	実績・成果が年度計画を下回っている項目で、Ｄ評価には該当しない項目
D	業務の大幅な見直し・改善が必要である	実績・成果が年度計画を下回っている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・　提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕(か)疵(し)がある ・　実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

＜備考＞

・　上記の説明は、あくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表２

評　語
～特筆すべき業務の進捗状況にある
～優れた業務の進捗状況にある
～着実な業務の進捗状況にある
～業務の進捗状況に遅れが見られる
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要

別表３

評　語		説　明
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・　実績・成果が卓越した水準にある ・　都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・　上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	中期目標の達成状況が良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目で、Ｓ評価には該当しない項目
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画に記載された事項を１００％計画どおり実施している項目
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	実績・成果が中期計画を下回っている項目で、Ｄ評価には該当しない項目
D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	実績・成果が中期計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・　提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・　実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

＜備考＞

・　上記の説明は、中期目標期間評価に当たり、より定量的な指標及び客観的な評価基準で評価を行うためのあくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表４

評　語
～特筆すべき業務の達成状況にある
～優れた業務の達成状況にある
～着実な業務の達成状況にある
～やや不十分な業務の達成状況にある
～不十分な業務の達成状況にある

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの評価に関する基準

29 産労商創第 2697 号
平成 30 年 3 月 28 日
改正　3 産労商創第 676 号
令和３年７月１日

第１　本基準について

１　本基準の位置付け

本基準は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第１項の評価に関する「東京都地方独立行政法人の評価に関する指針」（平成 30 年 3 月 26 日知事決定。以下「評価指針」という。）を基に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の評価において必要な基準を定めるものである。

２　本基準の基本的な考え方

（１）都が法人に示した中期目標並びに法人が策定した中期計画及び年度計画において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る議会審議、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等の中期目標策定後に生じた課題への対応のほか、法人の自主的な取組についても評価を行う。

（２）知事による目標策定・評価に基づくＰＤＣＡサイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、法人の過去の業務実績評価等の結果を活用して評価する。

（３）法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながる実効性のある評価を実施する。

また、その際、都の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

（４）評価に当たっては、法人に対する社会的要請を踏まえるとともに、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持つものとする。

（５）評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評価（以下「項目別評価」という。）と、項目別評価を基礎とし法人全体を評価する全体評価（以下「全体評価」という。）によって行う。

※「東京都が設立する地方独立行政法人の目標の策定に関する指針（以下「目標策定指針」という。）」第２の２（３）の評価単位を示す。

（６）評価は、中期目標、中期計画及び年度計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。

（７）評価は、法人が法第 28 条第２項に基づき作成する、法人の業務実績及び自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を活用するも

のとする。

（８）評価は、法人の業務運営の改善のほか、法第 30 条第１項に定める業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用するものとする。

（９）法第 28 条第５項に定める評価の結果をまとめたもの（以下「評価書」という。）は、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、中期目標の達成状況並びに中期計画及び年度計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載した上で公表するものとし、透明性の確保及び都民への説明責任の徹底を図るものとする。

３　本基準の対象

（１）法第 28 条第１項各号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）

（２）中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

ア　法第 28 条第１項第２号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）

イ　法第 28 条第１項第３号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

第２　評価の基本的な考え方について

１　総論

地方独立行政法人は、住民向けサービス等の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画及び年度計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を発見した場合には、それを提示し、法人及び都が実施する監査等の指摘事項等や、過去の評価において提示された課題等への対応状況についても適正に評価する。

２　評価体制

法人の業務実績の評価は、当該法人に係る知事の職務を所掌する局が行う。

また、評価の実効性・客観性を担保するため、評価に当たっては、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見聴取を行うものとする。

所管局は、法人の自己評価結果と評価委員会の意見のみに依拠せず、都として的確な評価を行うために、日頃から法人と十分なコミュニケーションを取り、法人の業務運営の状況把握に努めるものとする。

３　各評価の目的・趣旨・基本方針

（１）年度評価

ア　年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

イ　各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

ウ　目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該項目の評価だけでなく全体評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況や当該不祥事を生じさせた背景等にも留意するものとする。

エ　予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

（２）中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア　見込評価

（ア）見込評価は、評価の結果を業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

（イ）中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び当該目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標を適切に策定する。

（エ）３（１）年度評価のウ及びエは、見込評価について準用する。その際、３（１）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

イ　期間実績評価

（ア）期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。

（イ）中期目標期間終了時において、当該目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の業務実績を調査・分析し、当該目標期間における目標の達成状況の全体について総合的な評価を行うものとする。

（ウ）見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

（エ）３（１）年度評価のウ及びエは、期間実績評価について準用する。その際、３（１）ウ中「年度」とあるのは「中期目標期間」と読み替えるものとする。

4　自己評価結果の活用等

（1）業務実績等報告書は、都民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善へ活用するとともに、併せて、知事が行う評価のための情報提供に資することなどを目的として作成する。

（2）法人に対して、評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある業務実績等報告書の作成を求める。 その際、法人の過度な負担とならないよう配慮する。

（3）年度評価及び中期目標期間評価においては、客観性を考慮しつつ業務実績等報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。

（4）法人は、上記の知事の評価の円滑化に資するよう、業務実績等報告書の作成に当たって、以下の点に努める。

ア　３、５及び６を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

イ　法人の業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

ウ　業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得る評価単位を設定する。その際、自己評価を適正に行うため、当該評価単位は知事が行う評価単位と整合するよう留意する。

エ　自己評価において業務運営上の課題を発見した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

5　評価単位の設定

項目別評価は、目標策定指針に基づき、中期目標を定めた項目を基準として評価単位を設定し、評価を行う。

見込評価の結果、当該期間に設定した目標について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の設定に適切に反映させる。

より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評価を行うことは妨げない。

6　評価の方法等

目標・計画と実績との比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し、対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

（1）法人から必要かつ十分な資料の提出を受けるとともに、法人理事長からのヒアリングを実施するほか、役員等から必要な情報を収集する。

（2）目標・計画と実績の差異及び事業別予算と決算の差異についての要因分析を実施する。なお、目標・計画と実績は、評価単位ごとに項目別評価の各項目において記載する。

（３）業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。

（４）同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。 また、同業種の法人や民間企業との比較・分析を行う。

（５）複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

（６）評価委員会から意見聴取を行い、評価委員の専門的知見を活用することで、評価の実効性・客観性を確保する。

なお、年度評価及び期間実績評価に当たっては、東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会からの意見聴取を持って評価委員会からの意見聴取とする。

上記のほか、必要に応じて法人に対する現地調査を行うなど、評価の実効性を確保するための手法を適用する。

7　項目別評価及び全体評価の方法、評価区分

（１）年度評価

ア　項目別評価

（ア）評価区分

① 原則として、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評語を付すことにより行うものとする。

②「Ｂ」を標準とする。

各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表１のとおりとする。

（イ）項目別評価の留意事項

① 評価を付す際には、その評価の根拠を合理的かつ明確に記述する。特に、評価根拠となる実績データについては、業務実績等報告書における記載箇所を記述するなど、明確に示す。

② 最上級の評価「Ｓ」を付す場合には、法人の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

・ 法人の自主的な取組による創意工夫

・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与

・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

③ 研究に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・マクロ的な視点で行う。個別研究内容の評価は法人が行っている研究評価（外部評価・内部評価）によることとする。

④ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な場合にはその旨記載する。

イ　全体評価

全体評価は、記述による総合評価を行う。

全体評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、法人全体の評価に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

（ア）　全体評価の記述

① 次の②及び③を踏まえて、別表２の例を参考にした評語を記載する。

② 項目別評価について総括する。

・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要

・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの

・ 業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、法第 28 条第６項に定める業務改善命令が必要な事項については、その旨を具体的かつ明確に記述する。

・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

③ 法人全体の評価に影響を与える事象について記述する。

・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評価に影響を与える事象

・ 目標策定指針第２の１（２）の法人全体を総括する章において記載される法人のミッション・役割の達成について特に考慮すべき事項

・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

④ 全体評価の冒頭には、当該評価を要約した項を設け、①の評語とともに、「高く評価すべき事項」や「改善すべき事項」などをまとめ、都民に分かりやすく提示する。

（イ）全体評価の留意事項

法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。

また、当該事象を生じさせるに至った、マネジメント上の欠陥等に対する要因分析や対応策の検証を行い、評価に反映するものとする。

（２）中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）

ア　項目別評価

（ア）評価区分

（１）ア（ア）年度評価における項目別評価の評価区分と同様の取扱いとする。

ただし、各評価項目の業務実績と評価区分の関係は別表３のとおりとする。

（イ）項目別評価の留意事項

① 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績との間に大幅な乖（かい）離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

② 評価に併せ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等につい

ての意見を記述する。

上記のほか、（１）ア（イ）年度評価における項目別評価の留意事項と同様の取扱いとする。

イ　全体評価

（ア）全体評価の記述

（１）イ（ア）年度評価における全体評価の記述と同様の取扱いとする。ただし、評語については別表４の例を参考にするものとする。

（イ）全体評価の留意事項

① 見込評価においては、評価のほか、業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標策定に関して取るべき方策を記載する。

② 期間実績評価においては、評価のほか、見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項を記載する。

③ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、全体評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

④ 中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

上記のほか、（１）イ（イ）年度評価における全体評価の留意事項と同様の取扱いとする。

第３　評価結果の活用等

１　評価結果の活用等に関する事項

（１） 法人は、評価結果を中期計画の見直し、翌年度の年度計画の策定及び次期中期計画の策定並びに法人内部の組織体制の見直し、人事計画、法人内部の予算配分及び業務手法の見直し等に活用するものとする。

（２）都は、評価結果を中期目標の見直し、業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定のほか、都の政策等に反映させる。

（３）項目別評価で「Ｄ」評価を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。

（４）業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

（５）評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が発見された場合には、翌年度以降、当該課題への法人の対応状況について適正に評価する。

２　評価結果の業務運営の改善等への反映

（１）法人は、法第 29 条に定める、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組を取りまとめた報告書（以下「評価結果反映報告書」という。）について、翌事業年度に行う知

事の評価の中で記載内容をチェックできるよう、業務実績等報告書の提出時期に合わせて作成し、知事に提出するとともに公表する。

（２）法人は、（１）の取りまとめに際して、評価で指摘された事項について、中期計画、年度計画への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。

都は、評価で指摘した事項が適切に記載されているかを確認する。

（３）都は、法人が評価委員会における審議の内容を、その業務運営に活用できるよう、適切な助言を行う。

３　評価結果等の公表に関する事項

（１）業務実績等報告書、評価結果反映報告書、評価書並びに業務及び組織の全般にわたる検討の結果（以下「評価書等」という。）は４のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。

（２）評価書等は、都や法人のホームページなど、広く都民に周知できる方法で公表するものとする。

（３）評価に活用したデータ等についても、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な公表に努める。

４　評価のスケジュールに関する事項

評価結果を業務運営の改善等に適切に反映できるよう、予算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のスケジュールが想定される。

事項	時期	業務内容等
評価準備	４月～６月	○業務実績等報告書、評価結果反映報告書作成（法人）
実績報告	６月	○業務実績等報告書、評価結果反映報告書提出（法人） （年度終了後、３か月以内に提出）
評価	６月～８月	○業務実績等の検証（法人からのヒアリング） ○評価結果（案）作成 ○評価委員会から意見聴取 ○評価結果の決定（年度及び期間評価は８月上旬を、見込み評価及び業務全般の見直し結果は８月下旬を目途とする）
報告・公表	９月	○評価結果を東京都議会第３回定例会に報告

５　本基準の見直しについて

評価の実効性や評価指針、法人に関する都の計画、方針等を踏まえ、知事による目標策定・評価に基づくＰＤＣＡサイクルの実効性をより高める観点や法人のマネジメント

の実効性をより向上させる観点から、適時に本基準の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。

附則
この基準は、平成３０年４月１日から施行する。
附則
この基準は、令和３年７月１日から施行する。

別表１

評　語		説　明
S	年度計画を大幅に上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・　実績・成果が卓越した水準にある ・　都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・　上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	年度計画を上回って実施している	年度計画を上回る実績・成果を上げている項目で、Ｓ評価には該当しない項目
B	年度計画を概(おおむ)ね順調に実施している	年度計画に記載された事項を１００％計画どおり実施している項目
C	年度計画を十分に実施できていない	実績・成果が年度計画を下回っている項目で、Ｄ評価には該当しない項目
D	業務の大幅な見直し、改善が必要である	実績・成果が年度計画を下回っている項目のうち、次に掲げる条件に該当する項目 ・　定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・　提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵(かし)がある ・　実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

＜備考＞
・　上記の説明は、あくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表２

評　語
～特筆すべき業務の進捗状況にある
～優れた業務の進捗状況にある
～着実な業務の進捗状況にある
～業務の進捗状況に遅れが見られる
～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ、業務の改善が必要

別表３

評　語		説　明
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果を上げている ・ 実績・成果が卓越した水準にある ・ 都政・都民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・ 上記の各項目に準ずる実績・成果を上げている
A	中期目標の達成状況が良好である	中期計画を上回る実績・成果を上げている項目で、Ｓ評価には該当しない項目
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画に記載された事項を１００％計画どおり実施している項目
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	実績・成果が中期計画を下回っている項目で、Ｄ評価には該当しない項目
D	中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である	実績・成果が中期計画を下回っている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・ 定量的目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・ 実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

＜備考＞

・ 上記の説明は、中期目標期間評価に当たり、より定量的な指標及び客観的な評価基準で評価を行うためのあくまで目安であり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して評価する。

別表４

評　語
～特筆すべき業務の達成状況にある
～優れた業務の達成状況にある
～概ね着実な業務の達成状況にある
～やや不十分な業務の達成状況にある
～不十分な業務の達成状況にある

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
第四期中期目標期間業務実績（見込み）報告書

2025 年 6 月

地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（一）技術相談 中小企業の複雑かつ多様な技術相談内容を適切に把握し、最適な支援メニューを紹介するため、相談業務を効率的かつ効果的に実施できる相談体制の充実に努める。 相談の対応に当たっては、ものづくりの基盤的技術分野のみならず、環境や医療などの社会的課題や、都民生活の向上に資するサービス産業の分野に関する相談にも積極的に対応する。 目標期間中の数値目標として、利用者の利便性向上の観点から電子メール、ウェブ等による相談実施率を目標期間の最終年度までに五十パーセント以上とする。

評価項目	1	自己評価	B
	技術相談		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
都産技研が保有する技術を活用して、ものづくり基盤技術分野のみならず、これらに関連する社会的課題やサービス産業分野に対しても技術面から幅広く対応する。 また、支援状況のカルテ化と相談内容の分析、ＯＪＴによる職員の質の向上などにより、相談業務を効率的かつ効果的に行う。 電子メール、ウェブ相談など、デジタル媒体を活用した相談実施率を、第四期中期計画の最終年度までに５０パーセント以上とすることを目標とする。	(1)技術相談の実績 1)都産技研全体の技術相談実績 職員の専門的な知識を活用し、来所、電話、デジタル媒体（電子メール、ウェブサイト）等による技術相談を実施 【事例】 ・自動視野計の海外展開支援 ・扇子の製作支援 ・サニタリーショーツの性能評価 ・東京2025デフリンピックのメダルサンプル試作支援 2)ものづくりに関連するサービス産業等への技術相談対応実績 製造業だけでなく、ものづくりに関連するサービス産業などからの技術相談についても対応し、課題解決や人材育成に貢献 3)アウトカム調査の実施 ・利用したお客様にアウトカム調査を実施 ・非常に高い満足度を継続	○海外展開支援を含む各種相談による技術支援により、中小企業の製品化を支援した。ものづくりに関連するサービス産業等に対しても対応し、相談解決や人材育成に貢献 ○技術相談の目的達成度は中期計画期間を通じて、「十分達成できた」、および「ある程度達成できた」の回答率を、96%以上の高水準で維持 ○技術相談のデジタル化においては、利便性向上に向けた各種の取り組みを継続的に実施し、目標を達成見込み ○地震等の大規模な災害への対応として、迅速に利用料金減免などの対応を実施

	2021	2022	2023	2024	2025	合計
技術相談件数	77,825	61,341	59,000	63,082	65,312	326,560

(2)技術相談のデジタル化を推進

1)デジタル媒体を活用した相談実績

デジタル媒体を利用した相談実施率

	2021	2022	2023	2024	2025
実施率	45%	38%	40%	50%	50%

2)利便性向上の取り組み

・来所した利用者が使用できるワークブースを整備（2021 年度～）
・バーチャル技術相談の開始（2022 年度～）
・製品強度試験問い合わせフォームを開設（2024 年度～）
・お客様向け簡易技術相談チャットボット技術支援の開始（2024 年度～）

(3)総合支援窓口での総合的なサービスの継続

以下の取り組みにより、技術相談の質と利便性向上、職員の業務効率化を行った。

1)複数技術分野にまたがる技術相談への一括対応や本部の料金収納及び報告書発行など、お客様の課題を解決するまでの統合的サービス提供を継続
2)依頼試験・機器利用担当者検索システムの全所利用を継続
3)都産技研で対応不可の案件に対しても他機関の技術支援情報を提供し、相談業務の質を向上
4)職員向け技術支援事業チャットボットを導入し、総合支援窓口への職員からの問合せ数を削減
5)総合支援窓口ご利用のお客様へのわかりやすい案内表示のため、デジタルサイネージを導入

(4)被災地域の利用料金減額（第四期中）

1)東日本大震災への対応（2011 年 4 月～2021 年 7 月）
依頼試験：1,152 件、機器利用：1,374 件
2)熊本地震への対応（2016 年 10 月～2021 年 7 月）
依頼試験：233 件、機器利用：15 件
3)新型コロナウイルス感染症への対応（2020 年 3 月～2022 年 3 月）
依頼試験：1,371 件、機器利用：1,999 件、OM 型技術支援：27 件
4)能登半島地震への対応（2024 年 2 月～）
利用実績：0 件

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（二）依頼試験 中小企業の技術的課題の解決及び付加価値の高いものづくりを支援できるよう、試験結果に基づいた技術的アドバイスを効果的に行う。 全国の公設試では実施事例が少ない都産技研の特徴的な技術分野の試験の充実に努め、質の高いサービスの提供に努める。中小企業の品質証明に関する支援ニーズに対応できるよう、機器の保守・更新、校正管理を適切に行う体制を整備するなど、公設試としての信頼の維持向上に努める。 （三）機器利用 中小企業のニーズを踏まえながら、先行技術や高度な基盤技術などに対応し、単独の中小企業では導入が困難な最新の機器を計画的に整備し、直接利用に供する。

評価項目	2 依頼試験・機器利用	自己評価	A

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
1-2 依頼試験 製品などの品質・性能証明や事故原因究明、中小企業の高品質、高性能、高安全性等、付加価値の高いものづくりを支援できるよう、試験結果に基づいた効果的なアドバイスを実施する。 都産技研が保有する技術をベースとした特徴的な試験の充実を図るとともに、「支える」研究の成果を活用するなど研究開発事業と有機的な連携により試験品質の維持向上を図り、一層高品質なサービスの提供に努める。 中小企業の製品開発に必要となる多様な試験ニーズに対応するため、機器の保守・更新、校正管理を	(1)依頼試験の実績 1)都産技研全体の依頼試験の実績 年度：2021／2022／2023／2024／2025／合計 実施件数：113,408／104,556／120,657／119,224／117,000／574,845 【製品化・事業化事例】 ・プラスチック封印具の耐久性試験や寸法測定による機能証明 ・真空コンピューターの耐腐食ガス性能評価 ・竹の歯ブラシ ・プリントロックワイヤーロープ 2)依頼試験の目的達成度（アウトカム調査の結果） 中期計画期間中、非常に高い満足度（97%以上）を継続 (2)都産技研の特徴的な試験の充実や高品質なサービスの提供 1)特徴的な試験の実施 新たに「におい分析試験」を追加し（2021年度）、計12分野を都産技研の特徴的な試験として位置付けて、試験実施体制を整備し、高品質なサービスの提供を継続	○試験についての効果的なアドバイスや、中小企業では導入が困難な機器の計画的な導入により、製品化・事業化を支援 ○機器利用の予約システムの導入、JIS制定の協力、およびJCSSの拡充等により、利用者への利便性の向上やサービス品質の向上を実現 ○依頼試験及び機器利用の目的達成度は両事業とも、非常に高い満足度 97%以上を継続 ○依頼試験及び機器利用実績において、年度計画目標値を超える実績を達成し、中期

適切に行うとともに、試験項目を見直す。
　また、依頼試験手続きのデジタル化を進め、利便性を向上させる。

1-3 機器利用
中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を計画的に整備し、中小企業における製品化・事業化のために機器の直接利用のサービスを提供する。利用に際しては、職員が豊富な知識を活かして、的確な指導・助言を行う。また、第三期中期計画期間に引き続き、利用者ニーズや機器の利用頻度などを踏まえて、項目を見直し、利便性を向上させる。
操作に高度な知識や技術を要する機器については、利用方法習得のための講習会を開催し、利用者にライセンスを付与することで、高度な機器の利用促進や中小企業の技術力向上を図る。

依頼試験及び機器利用の合計利用件数については、第四期中期計画期間中に１３０万件を目標とする。

年度	2021	2022	2023	2024	2025
項目数	12	12	12	12	12
利用実績（件）	26,068	26,038	24,102	26,577	25,696
全試験中の比率	23%	25%	20%	22%	23%

2)高品質なサービスを提供
計量法校正事業者登録制度（Japan Calibration Service System: JCSS）における登録認定事業者としての依頼試験業務拡充
2021年度：登録維持審査に合格し、事業を継続
2023年度：新たに「電気（直流・低周波）」で4項目、「長さ」で3項目を追加登録

(3)機器の適切な管理と試験項目見直し
1)保守・更新、校正管理

機器の保守・校正実績

年度	2021	2022	2023	2024	2025
実施数	365	325	354	305	305
費用（億円）	3.5	3.3	3.6	3.2	3.2

2)試験項目の見直し
依頼試験および機器利用の実績と機器稼働のデータを連携し、機器の稼働実績を把握できるシステムを運用開始（2023年度）

(4)依頼試験の利便性向上
技術支援事業管理システムの刷新による依頼試験手続きの電子化に向けた取り組みを実施（2021年度）

(5)東京都との協定に基づく放射線量測定試験を継続
東京都と締結した「放射性物質等による災害時等対応に関する協定」（2007年3月締結）に基づき、大気浮遊塵等の放射線量測定を都内中小企業は無料で継続

(6)工業製品等の放射線量測定試験（都内中小企業については無料実施）
都内中小企業製品の風評被害対策のため、放射線量試験を継続

計画目標を達成見込み
2024年度期間進行率：81%

年度	2021	2022	2023	2024	2025
試験件数	15	8	14	6	11
成績証明書発行数	15	8	14	6	11

(7)機器利用の実績

1)都産技研全体の機器利用の実績

年度	2021	2022	2023	2024	2025	合計
利用件数	131,623	148,001	153,431	164,680	153,000	750,735

【製品化・事業化事例】

・高速通信基板の通信品質評価支援
・金属 3D プリンターを利用した試作開発支援
・ポータブル熱分析装置
・水分蒸散計

2)機器利用の目的達成度（アウトカム調査の結果）

中期計画期間中、非常に高い満足度（98%以上）を継続

(8)機器利用料金の改定

適正な事業者負担のため、および新規導入機器・基盤研究の成果による新規依頼試験追加のために料金改定を実施

(9)機器利用ライセンス制度の活用継続

対象機種数：12 機種（2024 年度末）
ライセンスカード発行枚数：累計 1,597 枚（2024 年度末）

(10)機器利用予約システム

・職員の対応可能時間と装置の空き時間を自動判定し予約の可否を確認できるシステムを、多摩テクノプラザ電子技術グループにおいて運用（2022 年度～）
・対象機器を本部実証試験技術グループに拡大（2024 年度～）

(11)依頼試験及び機器利用の合計利用件数

年度	2021	2022	2023	2024	合計	2025	合計
利用実績(千件)	245	252	274	284	1,055	270	1,325

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（四）オーダーメード型技術支援 個々の企業や業界団体のニーズに即して、試作や評価、人材育成等を柔軟に組み合わせたオーダーメード型の支援を展開する。日本産業規格（ＪＩＳ）等に定めのない分析・評価などの依頼についても、最新の技術動向等を踏まえながら柔軟な対応を図る。目標期間中の数値目標として、オーダーメード型技術支援を通じて製品化・事業化につなげた件数を目標期間中累計百二十件とする。

評価項目	3	自己評価	B
	オーダーメード型技術支援		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	B	B	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
中小企業の製品開発段階に応じたきめ細かい支援を行うために、製品の企画・設計から品質評価に係る技術課題まで柔軟に対応するオーダーメード型技術支援を実施する。日本産業規格（ＪＩＳ）などに定めのない分析・評価や試作、人材育成などを適宜組み合わせるとともに、各技術分野の連携を強化して、包括的に支援を行う。 オーダーメード型技術支援を利用して製品化又は事業化に至った件数については、第四期中期計画期間中に１２０件を目標とする。	(1)オーダーメード型技術支援の開始 利用者の開発段階（企画から販売促進まで）に応じてきめ細かく柔軟にサポートするために、製品の試作、品質評価、技術アドバイス、人材育成まで、さまざまなメニューを組み合わせて利用できるオーダーメード型技術支援を開始 (2)オーダーメード型技術支援の実績 1)都産技研全体のオーダーメード型技術支援実績 2)外部専門家を利用した支援（都内中小企業のみ） 都産技研専門外の生産工程等への技術アドバイスを外部専門家へ委嘱し、都内中小企業への支援を継続 3)オーダーメード型技術支援の目的達成度（アウトカム調査の結果） 「十分達成できた」、および「ある程度達成できた」の回答率は、高水準を維持。2021年度：90%、2022年度：88%、2023年度：93%、2024年度：100% (3)オーダーメード型技術支援を利用した製品化・事業化 オーダーメード型技術支援を利用して製品化・事業化に至った件数	○中小企業の製品開発段階に応じたきめ細かい支援により、依頼試験や機器利用では対応できないニーズに適応 ○都産技研職員だけではなく、必要に応じて、外部専門家へ委嘱することで、都産技研の専門外の技術アドバイスにも対応 ○アウトカム調査では目的達成度の項目において高い評価の獲得を継続 ○製品化又は事業化に至った件数は目標を達成する見込み 期間進行率：86%

	2021	2022	2023	2024	2025
実施件数	684	787	607	635	678

	2021	2022	2023	2024	2025
支援実績	14社15件	5社6件	3社3件	2社3件	2社3件
支援日数	45日	20日	14日	11日	11日

	2021	2022	2023	2024	合計	2025	合計
件数（件）	30	20	22	31	103	25	128

【製品化・事業化事例】

・銀焼結製品の粘度測定
・音源の音響特徴分析と「聞こえ」のチェックに適した音源の提案
・カビ取り・防カビ施工剤
・「洗濯ネットバッグ」

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（五）基盤研究 多くの中小企業が抱える課題への対応に必要な研究はもとより、今後市場の拡大が見込まれる分野や社会的課題解決に資する分野の基盤研究を実施する。また、研究分野を横断するような複雑な技術課題に対しては、各研究部門が協力し、都産技研の総合力を活かして研究を進めていく。

評価項目	4	自己評価	A
	基盤研究		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	S	B	A	S

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
多くの中小企業が抱える課題への対応に必要な研究、市場の拡大が見込まれる分野、及び社会的課題解決に資する分野の研究を基盤研究として取り組む。 また、研究開発戦略に基づき、重点的に取り組む研究テーマを設定し、機械、電気・電子、情報、ＩｏＴ、化学、バイオ、食品等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施していく。 さらに、社会の多様化・急激な変化などを背景とした複層的な技術課題の解決を図るため、研究部門を超えて、都産技研の技術分野を横断・融合したテーマ設定型の研究開発事業を継続実施する。 基盤研究の成果を基に、支援事業に発展した件数、共同研究に発展した件数、外部資金導入研究に採択された件数を合わせて、第四期中期計画期間中に１３５件を目標とする。	(1)基盤研究の実施 1)第四期研究開発戦略に基づき、各研究テーマの方向性に応じて、東京の産業を牽引する研究、創出する研究、支える研究に分類して実施 【研究テーマ例】 牽引する研究：産業応用や製品開発を目的とし、中小企業の製品化・事業化を目指す ・「湿式熱分解法によるナノ粒子分散系の開発」（化学） ・「印刷技術を活用した薄型金属部品賦形技術の確立」（材料） ・「面内曲げ部品成型法の開発」（機械） 創出する研究：時代に即した新たな知見を獲得し、シーズの創出を目指す。 ・「誘電泳動法を用いたマイクロプラスチックの濃縮技術の開発」（電気・電子） ・「セルロース結合性タンパク質の生産に関する研究」（バイオ） ・「ユニバーサルデザインを考慮した包装容器の開封方法の検討」（デザイン） 支える研究：新たな試験方法の確立などに取り組み、支援事業への展開を目指す	○研究テーマを東京の産業を牽引する研究、創出する研究、支える研究に分類し、基盤研究を着実に実施 ○分野を横断・融合する技術課題への取り組みとして「協創的研究開発」を継続実施。年度毎に技術課題を見直すことでタイムリーな課題を提示し、独自の成果を創出 ○研究成果の普及活動を精力的に進め、受賞実績は好調 ○研究成果を基に支援事業、共同研究に発展、外部資金導入研究に採択された件数は合計122件であり、中期計画目標を上回って達成見込み 期間進行率：90%

	2021	2022	2023	2024	2025
牽引する研究（件）	18	13	11	18	15
創出する研究（件）	18	18	23	15	19
支える研究（件）	26	24	21	24	24
合計（件）	62	55	55	57	58

・「チョコレート原料・製品の品質評価方法の確立」（食品）
・「機械学習による撥水性試験の新規評価技法の検討」（情報）
・「矩形波インピーダンス法の高電圧化による絶縁材料の非破壊診断法の検討」（電気・電子）

(2) 分野を横断・融合する技術課題への取り組み

1) 協創的研究開発の推進

理事長が設定した技術課題に基づいて、都産技研内の組織の垣根を乗り越え、複数の分野を横断したチームを構成し、統合的に課題を解決する協創的研究開発を実施

技術課題は、「DX」「サーキュラーエコノミー」など年度毎に設定

【研究テーマ例】

・製品化を見据えたメカノクロミック材料の応用展開と基盤構築
・脱炭素社会にむけた水素発電によるローカル給電（充電）システムを搭載した超小型モビリティの開発
・排熱回収および IoT センサ用自立電源を目的とした中低温域熱電材料の高性能化

2) 研究意見交換会の開催

研究内容や意義、他部署との研究連携状況や協創的研究開発への発展、今後の展開方針について、より良い出口戦略へ活かしていくため、研究員と幹部が議論を行う意見交換会を 2022 年度より開始。

他部署の研究員も聴講できるようオンライン配信を実施

(3) 基盤研究からの成果展開

1) 基盤研究を基に成果展開した実績

（中期計画期間累計目標値 135 件）

	2021	2022	2023	2024	合計	2025	合計
実績	31	22	32	37	122	27	149

2) 共同研究への展開例

・めっき工場の環境負荷低減
・感覚と操作音の組み合わせを考慮した快適なスイッチ操作感覚の創生
・プレス加工における不整変形抑制技術の開発

3) 外部資金導入研究への展開例

・金属有機構造体を用いたバイオマーカー検出システムの基盤構築

・アルキニルボラン骨格を活用した新奇含ホウ素電子輸送材料の開発
・設計最適化によるイメージング用分光メタレンズの開発

(4)研究成果の普及活動
基盤研究を中心に、各研究から得られた成果の学会発表等を推進

	2021	2022	2023	2024	2025
成果発表件数	292	342	289	322	311

(5)技術シーズの普及、活用に向けた取り組み
中小企業等と都産技研の技術シーズのマッチングを目的とし、TIRI クロスミーティングにおいて成果発信を実施

	2021	2022	2023	2024	2025
都産技研職員による発表数	52	49	33	34	42

(6)研究成果等による受賞実績
国内外の学協会等からポスター賞などを受賞

	2021	2022	2023	2024	2025
受賞数	9	13	7	13	11

【受賞例】
・第 22 回計測自動制御学会システムインテグレーション部門講演会（SI2021）　優秀講演賞　「モバイルマニピュレータにおける DeepLabv3+ を使用した細長物体への追従制御」
・産業応用工学会全国大会 2022　優秀論文発表賞　「X 線 CT 画像を活用した内部欠陥検出技術の精度向上」
・日本塑性加工学会　2023 年度塑性加工春季講演会　優秀論文講演奨励賞「金型形状および材料の異方性に着目した円筒深絞り加工の有限要素解析」
・日本熱電学会　第 21 回日本熱電学会学術講演会　優秀講演賞「排熱回収および IoT センサ用自立電源を目的とした中低温域熱電材料の高性能化」

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（六）共同研究 基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や大学等との共同研究に積極的に取り組む。さらに、共同研究のフォローアップを強化し、中小企業の製品化・事業化を促進する。 目標期間中の数値目標として、共同研究を通じて製品化・事業化につなげた件数を目標期間中累計七十件とする。

評価項目	5 共同研究	自己評価	A

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	A	A

中期計画

基盤研究で得られた研究成果や中小企業や大学などのアイデアや技術シーズを効率的かつ効果的に製品化・事業化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関等と課題を共有し、協力して共同研究に積極的に取り組む。

また、共同研究終了後も製品化・事業化などの状況を把握し、既存の支援事業でサポートする。

共同研究の実施により製品化又は事業化に至った件数については、第四期中期計画期間中に７０件を目標とする。

中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み

(1)共同研究の実施

製品化・事業化を主目的として中小企業等と共同研究を実施

1)中小企業等との共同研究の推進

	2021	2022	2023	2024	2025
新規採択	26	20	18	21	21
前年度より継続	26	27	14	6	18
合計	52	47	32	27	39

2)連携協定締結機関との共同研究の継続的推進

	2021	2022	2023	2024	2025
連携協定機関との共同研究	9	12	4	3	7

(2)共同研究による製品化・事業化実績

共同研究の実施により製品化・事業化へ展開した実績

	2021	2022	2023	2024	合計	2025	合計
製品化・事業化	14	15	19	15	63	16	79

【製品化・事業化事例】

・「肉醤油ブルスト」
・「尿臭の防臭効果のある男性向け下着」
・「腐食過程可視化装置」
・「全自動・レベル出し調整装置「AdjustMan」」

自己評価説明

○中小企業等との共同研究を推進し、研究成果を製品化・事業化へ展開。製品化又は事業化に至った件数は 63 件で中期計画目標値を上回って達成見込み

期間進行率：90%

○共同研究審査会にウェブ会議システムを導入することで共同研究機関の参加を促進

○共同研究終了後のフォローアップでは事業化状況調査の回答方法をウェブサイトに変更することで回答率を向上

(3)共同研究から外部資金獲得等への展開

民間企業等との共同研究が外部資金導入研究に展開した実績

	2021	2022	2023	2024	2025
テーマ数	2	6	6	1	4

(4)共同研究終了後の支援

1)事業化状況調査の実施

・共同研究実施企業に対し、製品化・事業化について効果検証のアンケート調査を実施

・事業化状況調査の回答方法をウェブサイトに変更し、継続郵送方式と比較して回答率を向上させ、着実に事業化状況を把握

2)技術支援事業での継続実施

共同研究終了後も、製品化や改良のために依頼試験やオーダーメード型技術支援等の技術支援により製品化に向けた活動を継続

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（七）外部資金導入研究・調査 研究・調査において積極的に外部資金の獲得に努め、外部資金を活用した研究の成果等を有効に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに幅広く応えていく。

評価項目	6 外部資金導入研究・調査	自己評価	S

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	S	S	S

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
第三期中期計画期間から開始した、申請書作成に関する査読や職員研修の仕組みを利用して、産業振興を目的とする外部資金や科学研究費助成事業などへ積極的に応募し、採択を目指す。 また、研究成果を企業の製品化・事業化、共同研究や支援事業に活用して、中小企業のニーズや社会的ニーズに応える。 外部資金導入研究の採択件数については、第四期中期計画期間中に１４０件を目標とする。	(1)外部資金導入研究（提案公募型研究及び受託研究）の件数と歳入総額の実績 1)外部資金導入研究の件数と歳入総額 ・件数（件） ・歳入総額（百万円） 2)新規外部資金導入研究獲得件数 (2)提案公募型研究の実績 1)応募実績 提案公募型研究テーマ応募件数	○積極的な公募型研究への応募を推進し、新規採択数が増加。外部資金導入研究の獲得数は中期計画目標値を上回って4年目で達成 累積採択件数：166件 期間進行率：118% ○外部資金導入研究歳入総額は第三期中期計画（4年終了時）を大きく上回る金額を獲得：2.3倍 ○研究成果を学協会などで積極に普及し、中小企業のニーズに応じた製品化・事業化を支援

・件数（件）

	2021	2022	2023	2024	2025	合計
提案公募型研究	81	67	76	85	78	387
受託研究	10	12	15	15	13	65
合計	91	79	91	100	91	452

・歳入総額（百万円）

	2021	2022	2023	2024	2025	合計
提案公募型研究	243	357	349	253	301	1,503
受託研究	14	5	6	12	9	46
合計	257	362	355	265	310	1,549

2)新規外部資金導入研究獲得件数

	2021	2022	2023	2024	合計	2025	合計
提案公募型研究	20	24	35	35	114	29	143
受託研究	10	12	15	15	52	13	65
合計	30	36	50	50	166	42	208

	2021	2022	2023	2024	2025
文部科学省事業(科研費)	71	86	71	54	71
科学技術振興機構事業	1	5	5	2	3
経済産業省事業	4	5	3	3	4
その他	21	26	36	28	28
合計	97	122	115	87	106

2)新規採択実績

	2021	2022	2023	2024	2025
件数　(件)	20	24	35	35	29
歳入額(百万円)	239	632	112	243	307

(4)外部資金導入研究による成果事例

・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)「金属積層造形における薄肉形状製品の品質・生産性向上のための生産支援ソフトウェア開発」(2021年3月事業終了)に基づき、金属積層造形支援ソフトウェアを開発。超耐熱合金製の薄肉造形品を販売開始

・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)「高精度温度イメージング技術と熱処理生産システムによるスマート熱処理ラインの構築」(2021年3月事業終了)に基づき、二色式熱画像カメラシステムを開発

・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)「木材利用を飛躍的に促進する高耐候性透明塗装システムの開発」(2023年3月事業終了)に基づき、木材用高耐候性透明塗料を開発

・成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)「最終製品、保守部品生産実現のための新システムと新プロセス開発による粉末溶融結合３Ｄプリンタの超高速化」(2025年3月事業終了)に基づき、従来よりも最大で5倍高速に造形できる産業用3Dプリンターを開発

(5)外部資金導入研究成果の普及活動

	2021	2022	2023	2024	2025
学協会等(件)	97	114	101	115	107

(6)提案公募型研究費獲得活動の強化

1)体制強化の取り組み

	・申請書の事前査読の体制強化 ・職員研修の見直し内容を充実　等 2) これまで応募していなかった外部資金への応募 外部資金の積極的な活用を図るため、募集案内を全職員に随時通知し応募を促進 【採択案件実施団体・制度例】 ・資生堂女性研究者サイエンスグラント ・飯島財団 ・津川モーター財団 ・キヤノン財団　研究助成　等	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	一　中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
	（八）知的財産の取得と活用 経済のグローバル化の進展や技術開発の熾烈な競争に対応していくためには、中小企業における知的財産を活用した事業戦略の構築が重要である。都産技研の研究成果として得られた優れた新技術や知見を中小企業の製品開発支援に効果的に活用していくため、特許出願に努めるとともに、中小企業等への使用許諾を推進する。

評価項目	7	自己評価	A
	知的財産		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
都産技研の成果として蓄積した優れた新技術や技術的知見を、中小企業の技術開発や製品開発に活かすため、知的財産権の出願を行う。また保有する知的財産を積極的に情報発信し、実施許諾の推進を図る。都産技研の知的財産権を中小企業などへ実施許諾する件数については、第四期中期計画期間中に３５件を目標とする。	(1)知的財産実績 1)知的財産出願等件数 2021／2022／2023／2024／2025 出願件数（件）：37／16／27／28／27 登録件数（件）：44／43／41／23／38 知的財産権（件）：497／476／478／478／482 2)知的財産権実施許諾件数 2021／2022／2023／2024／合計／2025／合計 実施許諾（件）：17／12／12／9／50／12／62 (2)優れた知的財産出願の向けた取り組み 1)職務発明審査会の開催（年12回開催） 理事長をトップとした職務発明審査会を開催し、創出された発明などに関して特許性及び産業性も視野に審議を行い、迅速かつ適切な権利化を推進 2)将来の製品化支援・共同研究・外部資金研究等への展開を見据えた知財化の実施 a)研究審査会や知財相談等において、有用な発明等を抽出・精読し、研究成果の知財化を促進 b)職務発明審査会における評価基準の明確化と、所属部長による事前評価およびマネジメント c)海外出願には、現地の市場動向や実施許諾の可能性に重点をおいた評価基準を運用	○基盤研究から発展した共同研究や受託研究、オーダーメード型技術支援に着目し、実施許諾に繋がる可能性の高い出願を実施 ○保有する知的財産権を情報発信し、実施許諾へ結びつけた。知的財産権の実施許諾実績は50件で中期計画目標値を上回って3年目で達成 期間進行率：143% ○学会発表や産業交流展、技術相談事業等で技術シーズを紹介し、保有する知的財産権をPRして実施許諾に結び付け

	3)知的財産管理業務の効率化 a)知的財産データベースを活用した管理 新システムを導入し、それまで個別で管理していた補償金や実施契約情報等を新システムに移転し情報を一元化。多数の知財案件の権利化進行状況などを円滑に管理 b)特許年金支払い業務のアウトソーシング 都産技研が単独で保有する特許、実用新案、意匠の支払業務をアウトソーシングし効率化 4)保有知的財産権の見直し 放棄判定数は 2021 年度 32 件、2022 年度 19 件、2023 年度 20 件、2024 年度 18 件 5)知的財産の利活用に関する研修の実施（2022 年度～） ・「特許調査」に関する専門研修 技術動向調査や先行技術調査等を行う際に必須となる特許調査について、新たに「特許調査マニュアル」を作成して研修を実施 ・秘密保持（NDA）に関する勉強会 共同研究等を進める際に知っておくべき技術契約の基礎と秘密保持契約のポイントに関する勉強会を開催 (3)知的財産権実施許諾の促進 1)保有知的財産権の積極的な情報発信 a)各年度「技術シーズ集」のウェブ公開 年度別の技術シーズ紹介は 2021 年度 49 件、2022 年度 47 件、2023 年度 33 件、2024 年度 31 件 b)学協会発表や技術相談業務等を通じた知財の PR 活動	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	二　産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
	（一）新産業創出支援 「スマート東京（東京版Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０）」の実現を支える５Ｇなどの高速通信やＩｏＴ・ＡＩを活用し、成長分野における新技術開発や製品化・事業化を支援する。東京都の産業政策とも連携を図りつつ、新分野における事業の展開を図るとともに、中小企業のデジタルトランスフォーメーションの促進を支える。

評価項目	8 新産業創出支援	自己評価	S

（参考） ４年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	S	S

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025 年度実績は見込み	自己評価説明
都産技研が、これまで培ってきたＩｏＴ、ロボット技術に５Ｇを含めた次世代通信技術などを活用することで、成長分野における中小企業の新技術・新製品開発を支援する。これにより、中小企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しし、付加価値の高い製品開発やサービス創出を支援する。 また、東京の中小企業が持つ優れた技術を向上・育成し、国際競争力のある高度なものづくり中小・ベンチャー企業を支援する。	(1)中小企業の 5G・IoT・ロボット技術の普及促進 2020 年度から 2023 年度まで DX 推進センターを社会実装拠点として「中小企業の 5G・IoT・ロボット普及促進事業」を実施 2024 年度からローカル 5G、IoT、AI、ロボット技術をさらに発展させ、中小企業のクラウドを活用した関連製品市場への参入を推進する「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」を実施 1)IoT、ロボット技術などの社会実装を促進するため研究開発を推進 a)公募型共同研究の実施 b)基盤研究・共同研究の実施 c)研究からの成果 特許出願：6 件 d)公募型共同研究等の成果による製品化・事業化 e)保有特許の実施許諾による支援	○5G・IoT・ロボット普及促進事業において、公募型共同研究や、基盤研究で得られた成果の実施許諾等から 18 件の製品化を支援 ○航空機産業への参入支援事業において、利用企業の海外での事業参入を支援するため、国際規格に対応した試験の実施や英文試験報告書の発行といった新たな取り組みを積極的に実施。支援を通して TMAN 中小企業が連携した米国への一貫生産航空機部品の受注・納入を達成 ○ものづくりベンチャー育成事業において、良質なアイデアを持つ個人、企業のファンド出資獲得、製品化を支援。2023 年度には個人の支援対象者が法人化を達成

a)公募型共同研究の実施

	2021	2022	2023	2024	2025
公募型共同研究	11	11	13	7	7

b)基盤研究・共同研究の実施

	2021	2022	2023	2024	2025
基盤研究	9	10	8	11	10
共同研究	1	4	3	1	2

d)公募型共同研究等の成果による製品化・事業化

	2021	2022	2023	2024	2025
製品化・事業化	6	4	5	3	5

e)保有特許の実施許諾による支援

	2021	2022	2023	2024	2025
実施許諾	1	2	3	2	2

f)公募型共同研究等の成果の受賞実績

	2021	2022	2023	2024	2025
受賞	2	3	3	4	3

2)展示会出展、セミナー開催等による成果普及

a)展示会への出展

CEATEC、国際ロボット展などに出展し、成果を普及

	2021	2022	2023	2024	2025
展示会出展	10	9	7	8	9

b)セミナーの開催

	2021	2022	2023	2024	2025
セミナー開催	3	4	5	4	4

(2)航空機産業への参入支援

2017年度から都と連携し、航空機産業に参入したい、または参入済みだが販路を拡大したい中小企業のため「航空機産業への参入支援事業」を実施

1)テーマ設定型共同研究の実施

航空機部品製造、開発、評価に関する研究課題を募集し、研究開発を実施

	2021	2022	2023	2024	2025
共同研究	12	9	8	8	8

2)航空機部品試作支援

a)ASTM（American Society for Testing and Materials）規格、FAR（Federal Aviation Regulation）規格に基づく試験を実施

	2021	2022	2023	2024	2025
ASTM規格	30	48	43	0	30
FAR規格	25	746	501	274	387

b)英文報告書での試験報告書発行を開始（2021年度）

3)TMAN会員企業向けに「戦略的販路開拓ワークショップ」を開催

米国航空機メーカーからのRFQ（Request For Quotation：見積依頼）への回答を想定したワークショップを開催

	2021	2022	2023	2024	2025
ワークショップ開催数	8	9	6	2	6
参加者数	137	76	52	29	74

	4)試作実証実験支援を通じて、TMAN 企業が米国への一貫生産航空機部品の受注・納品を達成（2024 年度） (3)ものづくりベンチャー企業の育成支援 2019 年度から「デジタルものづくりサイト」を試作支援拠点として、「ものづくりベンチャー育成事業」を実施 1)採択候補者の公募 応募者から書類審査・面接審査により採択候補者を選定 2)試作拠点「デジタルものづくりサイト」を活用した試作支援 採択候補者に対し、3D プリンターによる試作品造形を支援 3)ピッチコンテストの実施と支援 ・投資家に訴求できるプレゼンができるようトレーニングを実施 ・コンテスト用試作品の試作支援 ・ピッチコンテストの開催 4)支援企業の製品化 【製品化事例】 ・「alternative plant pot」　デザイン性と機能性を両立した園芸用品	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	二　産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
	（二）社会的課題解決支援 環境分野における廃プラスチックの削減や、ヘルスケア分野におけるバイオ基盤技術を活用した食品等の開発など、社会的課題解決につながる技術開発や製品化・事業化を支援する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動を両立させるための技術開発や製品化・事業化を支援する。

評価項目	9 社会的課題解決支援	自己評価	S

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	S	S	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
廃プラスチックをはじめとする環境分野やＱＯＬの向上などの社会的課題の解決に資する分野（環境分野、ヘルスケア分野、食品分野等）における技術開発や製品化・事業化を促進するための支援を行う。 バイオ基盤技術を活用して、化粧品や食品などの製品開発を支援する。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その必要性が顕在化した新しい生活様式に対応した新技術・新製品の開発を支援する。	(1)2019年度から2021年度まで汎用プラスチックに代わる素材を用いた容器等の製品開発を支援する「プラスチック代替素材を活用した開発・普及プロジェクト」を実施 1)公募型共同研究の実施 ・2件実施 ・製品化　1件 ・「紙パウダーと生分解性プラスチックによる食品容器の開発」で開発した食器 東京都主催の「春の食フェスティバル2022「Tokyo Tokyo Delicious Museum」」オープニングセレモニーの食器に採用（2022年度） 2)基盤研究の実施 ・1件実施 ・基盤研究からの成果 特許出願：2件 ・製品化　4件 ・「ストロー補助具」 3件の製品に展開（2023年度） ・「木のストロー」 障害者就労支援企業から販売（2023年度） (2)2019年度からヘルスケア産業支援室を拠点とした、「バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業」を実施	○プラスチック代替素材を活用した開発・普及プロジェクトは、研究成果から5件の製品化を達成 ○ヘルスケア産業支援事業は、化粧品関連企業のニーズに合った機器の整備により技術支援の利用件数は大きく増加 （2024年度は2021年度と比較して560％） また、研究開発では、基盤研究から Go-Tech 等の外部資金導入研究に採択 ○フードテックによる製品開発支援事業では、代替肉や輸入小麦代替製品など、社会ニーズに関する研究に迅速に着手 4件の製品化を達成 ○障害者スポーツ研究開発推進事業では、今までの成果

1)化粧品・食品関連企業を支援するため試験機器を整備し技術支援を実施

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	680	594	617	741	741
機器利用	1,935	7,346	11,453	13,925	13,925

2)研究開発

a)基盤研究

・動物実験代替に貢献する生体モデルおよび評価系の研究開発、培養肉および介護食に関する基盤研究を18件実施

・基盤研究からの成果

特許出願：8件

b)基盤研究からの発展

本事業で実施した研究開発から、Go-TechやAMED等の外部資金導入研究に発展

3)人材育成

a)利用企業向けのセミナーを開催

	2021	2022	2023	2024	2025
開催数（件）	6	4	2	2	4
受講者数（人）	357	578	187	228	338

b)実習を含めた講習会を開催（2023年度）

(3)2022年度から食品技術センターを拠点とした「フードテックによる製品開発支援事業」を実施

1)技術支援

a)先端テクノロジーを用いた分析機器等支援業務に利用可能な試験機器を整備（2022年度）

b)技術支援実績

	2022	2023	2024	2025
依頼試験（件）	0	22	42	32
機器利用（件）	0	32	89	61

2)研究開発

介護食品、代替肉および機能性食品に関する研究、輸入小麦高騰に対応する研究開発を実施

a)基盤研究

を活用し一般向けに展開

1件の製品化を達成

○コロナ禍後の生活環境を踏まえたデジタルトランスフォーメーションに関する技術開発では、非対面・非接触に関する技術開発を支援

・基盤研究および共同研究　実施件数

2022	2023	2024	2025
3	4	5	4

・基盤研究からの成果
特許出願：2 件

b)公募型共同研究

・公募型共同研究　5 件実施

2022	2023	2024	2025
0	2	3	3

・公募型共同研究からの成果
製品化 4 件

3)成果普及

・フードテック事業のウェブサイトを構築し、機器の紹介、展示会案内等の情報発信（2022 年度）
・展示会への出展による認知度向上への取り組みを実施

(4)2020 年度から 2022 年度までアスリート向け障害者スポーツ用具を一般向けに展開するため、「障害者スポーツ研究開発推進事業」を実施

1)研究開発

a)公募型共同研究

・4 件実施
・公募型共同研究からの製品化　1 件
「一般向け軽量マグネシウムバトミントン用車いす」(2022 年度)

b)基盤研究

公募型共同研究の技術課題を解決するための研究を 3 件実施

(5)2023 年度から「障害者スポーツ研究開発推進事業」で得られた知見を活用し、「活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業」を実施

1)研究開発

公募型共同研究　5 件実施

2)成果普及

展示会へ出展し、活動成果を普及

	(6)2023 年度から「サーキュラーエコノミーへの転換支援事業」を実施 1)調査およびリーフレットの作成 ・中小企業の参入をポイントとした国内外の動向の調査及び有識者による検討委員会を実施 ・サーキュラーエコノミーへの転換に向けたリーフレットを作成 2)研究開発 公募型共同研究　2 件実施 3)普及活動 展示会へ出展し、事業普及活動を実施 (7)2024 年度から「介護現場のニーズに対応した研究開発推進事業」を実施 1)研究開発 公募型共同研究　2 件実施 (8)2024 年度から「水素エネルギーの活用に関する研究開発推進事業」を実施 1)調査 ・中小企業の水素関連事業への参入可能性の調査及び有識者による検討委員会を実施 2)研究開発 ・基盤研究　2 件実施 (9)コロナ禍後の生活環境を踏まえたデジタルトランスフォーメーションに関する技術開発 1)非対面・非接触に関する技術開発を支援 【研究開発テーマ例】 ・XR を活用した次世代キャリア支援サービスの開発 ・ローカル 5G を活用した展示会向け遠隔操作ロボットアクセス管理システム開発	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	三　中小企業等の新事業展開支援
	（一）多様な連携によるオープンイノベーション等の促進 企業や大学等との連携に意欲を示す中小企業に対して、共同開発等に向 けた情報交換や交流活動への技術的な支援を充実し、単独企業では困難な 技術的課題の解決や新製品・新技術の開発を促進する。また、連携による 製品開発や事業化が円滑に進むよう、金融機関など他の支援機関と連携した取組を行う。 東京都をはじめとする自治体等が実施する中小企業等への助成、表彰などに係る技術審査に積極的に協力し、都産技研が有する豊富な技術的な知 識や知見の活用を図る。技術審査を通じて中小企業の優れた技術や製品に 焦点を当て、その普及に貢献する。 他の公設試や大学等と連携を図り、都産技研が保有していない技術分野 に関する相談についても可能な限り対応する。

評価項目	10 オープンイノベーション	自己評価	B

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
企業の保有技術を分かりやすく発信する機会を都産技研が提供することによりビジネスマッチングを活性化し、金融機関など他の支援機関や、豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と協力して、中小企業のオープンイノベーションを促進する取り組みを実施する。このような取り組みを通じ、単独企業では困難な技術的課題の解決や新製品・新技術開発を促進する。 東京都をはじめとする自治体、中小企業支援機関などが実施する 中小企業などへの助成や表彰などのための技術審査に積極的に協力する。 都産技研が保有していない技術分野に関する相談などに対し、首都圏公設試験研究機関連携体に参	(1)中小企業のオープンイノベーション促進に向けた取り組み 1)東京イノベーション発信交流会の開催 金融機関連携事業の積極的な協力により、中小企業のオープンイノベーションにつながる交流の場を提供 [表1] 2)金融機関との連携 ・きらぼし銀行、朝日信用金庫と連携し、施設案内やセミナーを実施 ・東京東信用金庫との同行技術相談の実施 3)区市との連携 港区、板橋区、北区、品川区、府中市と連携し、セミナー開催や相談会に出展 4)異業種交流活動の実施 a)新グループの結成支援（新規発足）	○都産技研主催のビジネスマッチング会「東京イノベーション発信交流会」を開催し、中小企業のオープンイノベーションにつながる交流の場を提供 ○金融機関、自治体等と連携し、中小企業支援活動を着実に推進 ○異業種交流グループ会員企業間の業務連携による製品化事例が継続的に創出 ○医療機器産業参入支援事業のマッチング活動、設計支援の継続により製品化を達成 ○東京都、自治体等から技術審査を継続して受託し、中小企業の助成や表彰事業に貢

[表1]

	2021	2022	2023	2024	2025
出展企業（社）	66	20	27	24	24
参加登録者　（人）	601	123	248	149	173
成約見込み件数	2社2件	2社6件	5社7件	1社1件	3社5件
成約見込み金額（千円）	10,000	1,500	200	50	583

※2021年度はコロナ禍によりウェブ開催

加している近隣の公設試験研究機関や大学などと連携を図り、中小企業への技術支援の充実を図る。

	2021	2022	2023	2024	2025
参加企業（社）	24	26	26	7	21
交流会開催	6	9	10	10	9
参加者数（人）	74	131	154	60	105

b)既存グループの活動　交流会開催数 450 回　参加者 3,274 名
c)東京都異業種交流グループ・グループ協議会の開催　9 回
d)異業種交流グループ会員企業間における協力支援事例
水上ロボットの製作、レーザー摩耗測定装置の製作等

5)技術研究会
・技術情報の提供等による企業の技術力の向上や品質強化に貢献、26 研究会活動中
・新たにスマートテキスタイルの高付加価値化を目指す「t-テキスタイル製品化研究会」及びモビリティ関連の「車載機器技術研究会」を設立

6)医療機器産業参入支援事業
2017 年度から、東京都医工連携 HUB 機構および東京都中小企業振興公社と連携し、中小企業向けに医療関連の技術動向の情報提供や医療機関や医療機器製販企業のニーズと中小企業のシーズをつなげ製品開発に向けた技術課題の解決をサポートする中小企業の医療機器参入を支援
a)医工連携コーディネーターによるマッチング活動 79 件
マッチングにより外科用内視鏡手術ロボットの製品化を達成
b)医療分野参入促進に向けたセミナーの開催 参加者 481 人

(2)中小企業などへの助成や表彰などのための技術審査事業
1)技術審査実施実績
公平、公正、中立な技術審査が可能な公的機関として、都、区市、商工団体等から多くの技術審査を受託し、中小企業の優秀製品、優秀技術の発掘に寄与

	2021	2022	2023	2024	2025
審査件数	4,362	4,456	4,654	4,904	4,594
受託収益(千円)	33,860	38,151	41,041	40,341	38,348
受託団体数	29	28	28	29	29
受託事業数	76	80	87	100	86

(3)公設試験研究機関や大学、研究機関との連携

献
○公設試験研究機関や大学、研究機関と着実に連携し、中小企業への技術支援を推進

	1)首都圏公設試験研究機関連携体（TKF）活動による中小企業への技術支援 会員機関同士の情報交換・議論の場「首都圏公設試連携推進会議」を実施 2)全国の公立鉱工業公設試験所との連携 ・公立鉱工業試験研究機関長協議会への参加 ・地方独立行政法人公設試験研究機関情報連絡会への参加 3)大学・研究機関との連携による中小企業への技術支援 東京工業大学、産業技術総合研究所、学協会連携事業、東京農工大学、東京都農林水産振興財団等と連携し、中小企業の技術支援につながる活動を実施	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	三　中小企業等の新事業展開支援
	（二）都産技研の資源やネットワークを活用した支援 付加価値の高い自社製品の開発や、起業・第二創業を目指す中小企業に対して、研究・実験スペースを「製品開発支援ラボ」として提供し、都産技研の持つ技術や資源の活用を通じ、製品化・事業化を支援する。また、東京都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携によりスタートアップ企業の事業化を後押しする。

評価項目	11 製品開発支援ラボ等	自己評価	A

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
新製品・新技術開発や、起業・第二創業を目指す中小企業に対して、都産技研の資源が活用できる本部と多摩テクノプラザの製品開発支援ラボの利用を促進する。 製品開発支援ラボは、中小企業のニーズに合わせ運営し、機器利用、依頼試験、オーダーメード型技術支援、共同研究などの支援メニューも併せて提供し、製品化・事業化を後押しする。 また、都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携により、スタートアップ企業の製品化・事業化を支援する。	(1)製品開発支援ラボの利用促進 1)製品開発支援ラボの運営 本部19室、多摩テクノプラザ5室を活用して新製品・新技術の開発を目指す中小企業等を支援 a)入居率の推移 2021：100% 2022：100% 2023：99.6% 2024：96.3% 2025：99.0% b)都産技研ウェブサイトでの情報公開（2021年度～） ・現在の入居者や過去入居者の概要掲載 ・化学実験室、試作加工室の紹介動画を掲載 2)製品開発支援ラボ入居企業への支援 ・技術支援実績 技術相談（件）：297／405／340／456／375 依頼試験（件）：358／873／922／1,838／998 機器利用（件）：1,797／3,301／1,537／1,401／2,009 ・共同研究 3社と3件実施 ・都産技研主催イベント、出展イベントへの出展支援 TIRIクロスミーティング、東京イノベーション発信交流会、産業交流展への出展を支援 ・都産技研刊行物への掲載	○製品開発支援ラボの入居促進に向けた新たな取り組みを毎年行い、高い入居率の維持と有望な企業の発掘を達成 ○技術支援や共同研究の実施によって、入居企業の製品化・事業化、売上増加に大きく貢献 ○スタートアップ企業を含む入居企業に対して有用な情報提供を行い、資金獲得や海外展開に貢献

TIRI NEWS、都産技研活用事例集への掲載

3)入居企業支援による製品化・事業化実績

	2021	2022	2023	2024	2025
製品化・事業化件数（件）	16	17	19	18	18
製品化・事業化による売上（億円）	20.6	26.5	21.2	24.7	23.3

【入居企業の製品化事例】

・CO_2を吸収して固まる石灰質素材のタイル

・牛の行動をモニタリングするイヤタグセンサー

【入居企業の製品・研究開発助成事業採択や表彰事例】

・TOKYO戦略的イノベーション促進事業

・成長型中小企業等研究開発支援（Go-tech）事業

・グッドデザイン賞

(2)都のスタートアップ支援事業や起業支援機関との連携した支援

1)スタートアップ企業が集積している文京区との協定締結（2021年度）

2)都産技研主催イベントへの出展支援

東京都中小企業振興公社等、連携機関が推薦するスタートアップ企業が東京イノベーション発信交流会に出展

3)東京都知的財産総合センターとの連携

スタートアップ知的財産支援事業ハンズオン支援事業に関する連携会議の開催

4)TOKYO創業ステーションや青山スタートアップアクセラレーションセンターとの連携会議の開催

支援対象企業の都産技研利用推進に向けた意見交換、製品開発支援ラボの紹介を実施

5)製品開発支援ラボ入居スタートアップ企業の海外展開支援事例

都産技研による製品化支援後、東京都や東京都中小企業振興公社の支援事業を活用し、海外事業所を開設（2023年度）

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	三　中小企業等の新事業展開支援
	（三）海外展開の促進 中小企業の海外展開に対して、現地の規格情報や製品開発ニーズに係る情報提供を行うとともに、海外の製品規格に適合するための評価試験など技術面におけるきめ細かい支援を実施する。 また、海外支援拠点を活用するなど、海外展開を図る日系企業に対し技術相談や産業人材育成など、企業のニーズを踏まえた実効性の高い支援を展開する。

評価項目	12	自己評価	A
	海外展開		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
海外市場に進出するための情報やノウハウなどが不足する中小企業に対して、国際規格などに関する相談や動向に関するセミナーを実施する。また、中小企業の海外展開に必要となる国際規格への適合性などについて、企業のニーズに応じたきめ細かい支援を実施する。 また、今後の市場拡大が期待される海外に展開する中小企業に対し、海外支援拠点と本部などが一体となり、ウェブ会議システムを活用し、海外現地中小企業への技術支援を充実させる。 中小企業の海外展開に寄与した件数については、第四期中期計画期間中に１２０件を目標とする。	(1)海外展開に関する技術支援 海外の法規制、国際規格への適合性などに関して技術相談により支援 (2)海外展開に関する技術情報の提供 1)セミナー開催 国際規格などに関する技術セミナーを開催 2)海外法規制に関する最新情報の提供 ・製品輸出に関する法規制の情報を都産技研ウェブサイトで情報提供 ・TIRI NEWSによる最新の海外法規制に関する情報提供 ・海外法規制に関する解説テキストの作成、更新 3)支援規格の拡充（2023年度開始） ・自動車部品における品質管理の重要性が増加していることを踏まえ、自動車産業品質マネジメントの国際規格であるIATF 16949の支援を開始 ・セミナー及び個別相談会を実施 (3)海外展示会アドバイザリー事業の実施（2022年度再開）	○技術相談、技術セミナーなどにより、中小企業の海外展開に資する情報提供を着実に実施 ウェブサイトで海外法規制に関する解説テキストの公開等により最新情報を提供 ○自動車産業の品質管理の重要性の増加に伴い、関連する国際規格の支援を新たに開始 ○本部とバンコク支所で連携し、日本国内から現地まで一貫した海外展開支援を実施 ○中小企業の海外展開に寄与した件数は、中期計画目標値を上回って3年目で達成 期間進行率：158%

	2021	2022	2023	2024	2025
技術相談件数	963	844	820	657	821

	2021	2022	2023	2024	2025
開催数（件）	6	8	7	7	7
受講者数（人）	202	209	290	191	223

東京都の受託事業としてドイツの医療機器分野展示会等での出展企業向け支援を継続（2017 年度より受託、2020 年度、2021 年度はコロナ禍で事業中止）

(4)バンコク支所の技術支援

1)バンコク支所主催技術セミナーの開催

・本部職員によるオンラインセミナーの開催

・現地技術者も対象にした日タイ逐次通訳セミナーの開催

2)技術相談・実地技術支援の実施

	2021	2022	2023	2024	2025
技術相談・実地技術相談	123	247	416	434	434

3)バンコク支所事務所移転（2024 年度）

東京都中小企業振興公社タイ事務所と同ビルの隣接オフィスに移転し、連携した技術相談を推進

【公社タイ事務所と連携した支援事例】

・タイ国内での漏電検査機の生産・販売に向けた技術支援

4)本部と連携した海外展開支援

海外展開を目指す中小企業に対し、本部でのオーダーメード型技術支援を行うとともに、バンコク支所がタイの展示会出展を支援（2023 年度）

(5)中小企業の海外展開へ寄与した件数

2021	2022	2023	2024	実績	2025	実績
30	53	55	52	190	48	238

・中期計画目標値 120 件を 3 年目で達成

期間進行率：158%

【海外展開の支援事例】

・結束鉄筋ロボットの輸出対応

・照光式押しボタンスイッチの RoHS 指令対応

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	四　地域や支所の特色を活かした支援
	（一）支所における支援 多摩テクノプラザでは繊維技術の蓄積を活かした複合素材開発、ＥＭＣサイトでの各種機器やデバイスの電気的評価を通じた製品開発等を支援している。また、城東支所ではデザイン・試作・評価までの一貫したものづくりを、墨田支所では人間の特性、生活空間・環境を活かした生活技術開発を、城南支所では先端的なものづくりを支援している。このような状況を踏まえながら、利用者である地域の中小企業の利便性の更なる向上を図っていく。

評価項目	13 支所における支援	自己評価	B

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
多摩テクノプラザや城東、墨田、城南の各支所では、地域の産業特性を踏まえ、本部や各支所との有機的な連携を図りながら技術支援を実施する。また、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）や大学、区・市等との連携事業などを通じて、中小企業の製品開発や技術的課題の解決を支援する。 多摩テクノプラザでは、繊維技術の蓄積を活かした複合素材開発、及び、ＥＭＣサイトでの各種機器やデバイスの電気的評価による製品開発を支援する。城東支所では、デジタル技術を活用した製品デザインや加工技術などにより地域企業の製品開発を支援する。墨田支所では、人間工学や生理計測などに基づいたデータの取得、人間の特性、生活空間・環境を活かした生活技術に	(1)地域の産業の変化を踏まえた施設整備・支援の強化 1)ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業（2022年度開始） 多摩テクノプラザで、電動化等の影響で産業構造が大きく変化しているモビリティ産業の支援体制を構築するため、機器整備等を実施 多摩地域の商工会や金融機関との連携により、2022年度からの3年間で約20,000件の技術支援を実施 2)城南支所の機器整備（2021年度開始） 城南地域の産業特性を考慮した難加工・微細加工技術の試作・開発・評価を行う精密加工支援の体制を構築するため、機器整備等を実施 (2)多摩テクノプラザ 1)利用実績 （下表）	○各拠点の周辺地域の産業特性を踏まえた技術支援により、好調な利用実績を達成 ○多摩テクノプラザのモビリティ産業支援事業の利用実績は3年間で約20,000件 ○各拠点で、東京都中小企業振興公社をはじめ、大学、区・市との連携事業を通じて利用企業の技術課題の解決を支援

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	17,668	16,315	25,072	23,852	20,727
機器利用	14,050	17,588	17,249	16,990	16,469

2)複合素材開発サイトにおける繊維製品や繊維強化複合材料の開発支援
繊維強化複合材料の開発支援のため、複合材料の試作や品質評価を実施
【複合素材開発サイトの開発支援事例】
・耐熱性導電糸を編み込んだ配管加熱用ヒーター
3)EMCサイトにおける電子機器の安全性評価による開発支援
車載機器や民生機器向けEMC試験として、エミッション試験、イミュニティ

よる生活関連製品の開発を支援する。城南支所では、先端的な計測・分析技術や加工技術により地域企業の高品質高付加価値製品の開発を支援する。

試験を実施

【EMC サイトの開発支援事例】

・工業用内視鏡の放射イミュニティ試験

4)多摩地域の商工団体や関連団体との連携による支援

・多摩地域商工団体との意見交換会

・東京都中小企業振興公社多摩支社主催「新技術創出交流会」出展

(3)城東支所

1)利用実績

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	8,303	3,095	370	−	−
機器利用	10,197	10,547	1,307	1,855	1,855

＊2023 年度以降は施設改修のため城東支所を業務停止し、本部で一部支援を継続

2)製品デザインや加工技術による支援

プロダクトデザインや試作支援により、伝統産業を活かした新製品開発支援等を支援

【城東支所の開発支援事例】

・『東京銀器』によるコーヒーミルの製品化

3)地域連携による支援及び協力

葛飾区、関係団体、企業と「葛飾区産業フェア」を協働開催

(4)墨田支所

1)利用実績

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	2,999	2,621	3,091	3,311	3,006
機器利用	8,286	6,344	7,221	7,108	7,240

2)快適性・安全性評価に基づいた支援

においに関する研究で得た知見による検証や、日射環境試験機を用いた試験を行い、試作品の快適性や安全性評価を実施

【墨田支所の開発支援事例】

・抗菌・消臭効果のあるストーマ用パウチカバーシールの製品化

3)地域連携による支援及び協力
すみだファクトリーめぐり「スミファ」に参加

(5)城南支所
1)利用実績

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	8,038	7,736	8,828	8,163	8,191
機器利用	8,089	6,732	7,287	10,229	8,084

2)先端計測加工ラボにおける開発支援
X線CTデータ等の解析技術を用いたリバースエンジニアリング、レーザー加工機を用いた精密加工など、地域企業の高付加価値製品の開発を支援
【城南支所の開発支援事例】
・3Dデータを使った楽器製作
3)地域連携による支援及び協力
・東京都中小企業振興公社「チャレンジ道場事業」において試作に協力
・大田区主催「大田区加工技術展示商談会」、「おおた研究・開発フェア」に出展

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	四　地域や支所の特色を活かした支援
	（二）食品産業への支援 食品技術センターの持つ、食品工業技術に係る高度な知見と都産技研が有する工学的な知見やノウハウを活かした総合的な支援を展開し、食品産業の振興と都民生活の向上に貢献していく。 また、食の安全・安心の確保や地産地消等の推進を行っている東京都の農林水産業振興施策との連携も図っていく。

評価項目	14 食品産業への支援	自己評価	B

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
食品技術センターの有する食品技術と都産技研の有する工業技術の相乗効果により、食品産業に関わる中小企業支援を強化する。食品産業に関わる依頼試験、機器利用、研究開発等を実施するとともに、新技術・新製品開発、デザイン向上、生産性向上等による売れる商品開発を支援する。さらに、中小企業振興公社などとの連携の強化によって商品の販路開拓までを含めた一体的な支援を図る。 また、食の安全・安心の確保や地産地消等の推進を行っている、都の農林水産業振興部門との連携も図っていく。	(1)食品技術センターの中小企業支援強化 1)食品技術センターと他拠点の人材交流（2021年度） バイオ技術グループと人事交流（9名）を行い、研究および技術支援の協力体制を構築 2)新たな醸造関連の免許取得(2021年度) 果実酒製造免許と清酒製造免許に加え、新たに酒母製造免許を取得 3)特定運営費交付金事業「フードテックによる製品開発支援事業」の事業実施(2022年度～) 食品技術センターを拠点とした製品開発等を支援 (2)食品産業に係る製品開発支援 1)技術支援 機器整備により新たな試験項目を追加し、技術支援を強化 [表1] 【食品技術センターの製品化支援事例】 ・オーツミルクの製品化 ・酵母を共同開発した東京産米及び地下水による日本酒の製品化 2)研究開発 基盤研究や共同研究により、食品産業の製品化に貢献 ・大麦中華麺の製造技術の開発（基盤研究）	○人材交流による支援体制の強化や新たな免許取得等により、中小企業支援機能を強化 ○依頼試験、機器利用の試験項目拡充等により、利用実績が大幅に増加 ○東京都中小企業振興公社と連携した利用企業への展示会出展支援を通じ、売上増や協業事業に進展 ○都の農林水産振興部門等との連携により、奥多摩町や八丈町等地域の特産品を活かした商品開発を推進

[表1]

	2021	2022	2023	2024	2025
依頼試験	630	490	861	650	658
機器利用	3,077	3,634	4,353	3,301	3,591

	・蚕を原料とした新たな高タンパク質食品の製造技術開発（共同研究） 3)人材育成 技術セミナーや講習会を開催 (3)東京都中小企業振興公社と連携した販路開拓支援 「食品開発展」の公社ブースに出展を推奨し、一体的な支援を実施 (4)都の農林水産業振興部門との連携 1)東京都農林水産振興財団との技術連携 地域資源を活用した食品開発を支援 【東京都農林水産振興財団との開発支援事例】 ・奥多摩町で焼却処理されていたヤマメ肉を活用した加工食品 2)農業改良普及センターとの連携 地域資源を活かした農産物加工に係る要望に対応 【農業改良普及センターとの開発支援事例】 ・八丈フルーツレモンを使用した新食感のグミキャンディ	

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	五　東京の産業を支える産業人材の育成
	（一）中小企業の中核人材の育成 企業の経営を技術面から支える人材開発に向けて、技術セミナーや実習を取り入れた講習会、企業現場での技術支援等を通じて、研究成果の技術移転や技術相談等で培ったノウハウの普及を行う。また、製品の品質管理や信頼性の見識を有する人材育成の取組を支援する。 （二）次世代を担う人材の育成 ものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成するため、大学等の教育機関と連携し、学生を積極的に受け入れ、研究開発を通じて将来の産業を担う人材の技術習得を効果的に行う。

評価項目	15	自己評価	A
	産業人材育成		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
5-1 中小企業の中核人材の育成 最新の技術動向、製品の品質管理や信頼性などに関するセミナーや実習を取り入れた講習会を開催する。 また、企業現場での技術支援などを通じ、研究成果や技術シーズ、ノウハウの普及により、技術力の高い人材を育成する。 さらに、受講者の利便性を向上するため、オンラインによるセミナーなどを開催する。 5-2 次世代を担う人材の育成 大学、高等専門学校等から研修学生などを受け入れることにより、産業に関する研究開発を通して中小企業などにおけるものづくりやサービスの高度化に貢献できる人材を育成する。	(1)技術セミナー・講習会の開催 都産技研を会場としたリアル開催、ライブ配信、オンデマンド配信等により、技術セミナー・講習会を実施し、中小企業の人材育成に貢献 デジタル化による様々な形式による研修として、オンデマンド配信に注力した 1)技術セミナー・講習会の受講者数 ＊1　ライブ配信とリアル開催 ＊2　フードテックによる製品開発支援事業の実績は除く ＊3　フードテックによる製品開発支援事業及びバイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業の実績は除く 2)受講者満足度 全体平均で5点満点中4.5点と高評価を継続 ＊2022年度からの結果 3)受講者の利便性向上のための取り組み	○技術セミナー・講習会を社会情勢に合わせ着実に実施し、高水準な受講者数を維持し、人材育成に貢献 ○会員制オンデマンド配信サイトを新規に立ち上げ（2024年度）、受講者の利便性向上に貢献 ○受講者満足度平均 4.5 点と高評価を継続 ○音声読み上げソフトを導入し、聞きとりやすさ・制作時間等を改善 ○次世代を担う人材育成として、研修学生の受け入れや職員の講師派遣を積極的に実施

	2021	2022	2023	2024	2025
ライブ配信	1,011	857	879	363	670
オンデマンド配信	169	411	755(*2)	367(*3)	511
リアル開催	2	403	516	606	508
ハイブリッド開催*1	38	176	244	494	305
合計	1,220	1,847	2,394	1,830	1,994

受講者アンケート等を参考に、改善活動を実施
・オンデマンド配信時、聞き取りやすくする音声読み上げソフトの利用
・YouTube で紹介動画を公開
・X（旧 twitter）に募集案内を掲載

(2)次世代を担う人材の育成の取り組み
1)大学、高等専門学校等から研修学生の受入れ

	2021	2022	2023	2024	2025
受入数	11	15	21	22	17

2)職員の講師派遣
高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、業界団体、行政機関等へ非常勤講師や指導員として派遣

	2021	2022	2023	2024	2025
派遣数	44	46	53	41	46

中期目標	第二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	六　情報発信の推進
	研究発表会や施設公開の開催、展示会への出展など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のＰＲを積極的に行い、利用拡大につなげる。 研究開発の成果や保有する技術情報ができるだけ多くの中小企業の製品開発や生産活動に活かされるよう、インターネットや刊行物といった広報媒体を活用し、適時・迅速に提供する。 都産技研の認知度を向上させるため、こうした情報発信の効果を検証し、適宜見直しを行うなど戦略的な広報活動を推進する。 目標期間中の数値目標として、研究発表会等のオンラインでの実施率を最終年度までに五十パーセント以上、広報誌等の紙媒体のデジタル化率を最終年度までに八十パーセント以上とする。

評価項目	16	自己評価	A
	情報発信の推進		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	A	A	A	A

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
都産技研が主催する研究発表会や施設公開、オンラインによるイベント参加など多様な機会を通じて、都産技研の研究成果の普及や事業のＰＲを行う。 ウェブサイトや刊行物などの広報媒体を活用して、研究開発の成果を分かりやすく伝える情報の充実を図り、中小企業に役立つ技術情報を広く・迅速に提供する。 アンケートや認知度調査などによる客観的な指標により情報発信の効果を把握する。また、広報の専門知識や技能を有する外部人材の効果的な活用などにより、戦略的な広報活動を推進する。 情報発信のデジタル化については、オンラインによる研究発表会等の実施率を第四期中期計画期間の	(1)都産技研の研究成果の普及や事業の情報発信 オウンドメディアにより都産技研情報を積極的に発信 1)都産技研ウェブサイト ・非常に多くのページビュー（PV）数を継続 2021 / 2022 / 2023 / 2024 / 2025 PV数（千件）: 2,256 / 2,159 / 2,279 / 2,653 / 2,337 ・ウェブサイトのリニューアル（2024年度） 見やすく使いやすいウェブサイトへ更新を実施 2)TIRI NEWS の発行 紙媒体での配布だった「TIRI NEWS」をオンラインにて掲載開始 3)メールニュース配信 都産技研及び連携機関等の支援事業の情報を中小企業に提供 50回/年以上の配信を継続 4)研究発表会の開催 ・TIRIクロスミーティングの開催により、技術シーズ・研究成果を発信 ・「新技術説明会」に参加し、技術シーズをオンライン発信（2024年度） 5)イベントへの出展 ・産業交流展　実行委員会の一員として企画・運営に参加するとともに出展 ・都・区市主催の展示会等参加により地域産業振興と事業PR	○都産技研の研究成果や事業の積極的に発信。公式ウェブサイトにおいては、毎年200万PV以上を継続し、高い水準で情報を発信 ○TIRI NEWS、メールニュース配信、新技術説明会の参加等、オンラインによる情報発信を推進 ○設立100周年記念式典、都産技研表彰を新設、社会的貢献度の高い中小企業を表彰し中小企業のPRに寄与 ○中期計画の目標である情報発信のデジタル率は毎年達成を継続

最終年度までに５０パーセント以上、広報誌等の紙媒体のデジタル化率を最終年度までに８０パーセント以上とすることを目標とする。

・民間団体・その他主催の専門展示会等への出展

6)動画共有サイト、SNS 等を活用した情報発信

・YouTube 動画

セミナーの紹介や共同研究成果など、技術紹介動画を配信

チャンネル登録者数：2,740 人(2024 年度)

・X（旧 Twitter）による情報発信

相互フォローやリポストを活用した他機関との連携を実施

フォロワー数：4,003 人(2024 年度)

7)マスコミ報道

プレス発表により研究成果を発信

	2021	2022	2023	2024	2025
プレス発表(件)	21	23	24	26	24
記事掲載率(%)	42	42	83	65	58

8)都産技研設立 100 周年記念事業(2021 年度)

1)設立 100 周年記念式典

来賓招待 82 人、オンライン配信再生回数 649 回

2)都産技研表彰 - INNOVATION PARTNERSHIP AWARD の実施

都産技研設立100周年を機に、都産技研の技術支援・研究開発を通して、社会的貢献度の高い事業、製品・技術開発に意欲的に取り組み、都内産業を牽引している中小企業を表彰(大賞1社、優秀賞2社)

9)広告掲出

連携機関などの機関紙や公共の広報媒体を活用し、TIRIクロスミーティング等のイベント開催時に、新規利用者獲得向けに告知を実施

・交通広告　テレコムセンター駅、東京テレポート駅サインボード等に広告を掲出

・新聞・広報誌など　日刊工業新聞、工団連、産経新聞に広告掲出

(2)アンケートや認知度調査などによる客観的な指標により情報発信の効果を把握

1)広報事業の費用対効果検証

新聞雑誌掲載誌の種類、記事サイズ、段数等の掛け合わせにより換算額を算出

18,624 千円(2024 年度)

2)アクセス解析の実施
ウェブサイトのユーザー分析や検索ワード分析等を実施
この分析結果から、一般にわかりやすく紹介する「note」を採用

(3)情報発信のデジタル化

	2021	2022	2023	2024	2025
オンラインによる研究発表会等の実施率(%)	95	69	88	79	83
広報誌等の紙媒体のデジタル化(%)	80	86	84	94	86

中期目標	第三　業務運営の改善及び効率化に関する事項
	一　組織体制及び運営 二　業務運営の効率化と経費節減
	一　組織体制及び運営 (一) 機動性の高い組織体制の確保 　地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性といったメリットを十分に活かし、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに対して柔軟かつ迅速に対応できる体制を確保するため、適宜、組織体制の検証を行い、必要な措置を講じる。 (二) 適正な組織運営 　事業経費の適切な執行管理及び各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を行うことにより、技術支援事業と研究開発事業とのバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できる組織運営を図る。 (三) 職員の確保・育成 　都産技研の自律的運営とともに、将来の産業や技術の動向等を見据え、中長期的な視点に立ち、計画的に職員の確保を図る。あわせて、職員一人ひとりの技術支援力の向上を図るため、人材育成に関する計画を策定し、多様化する中小企業支援ニーズに対応できる幅広い視野を持つ職員の育成に努める。 　目標期間中の数値目標として、人材育成の計画に基づく研修等を実施する際の手法として、デジタルメディアによる実施率を最終年度までに五十パーセント以上とする。 (四) ライフ・ワーク・バランスの推進 　ライフ・ワーク・バランスを推進するため、時間の効率的な配分や、業務の優先順位の付与、テレワークの実施、柔軟な人員配置等を通じて、組織全体として超過勤務の縮減に努め、職員の心身の健康維持と業務の効率性向上の両立を図る。 (五) デジタルトランスフォーメーションの推進 　都産技研自身のデジタルトランスフォーメーションを推進することにより、効率的な業務運営を図る。 　また、情報システムの再構築により、企業の支援情報等の共有化を推進することで、事務処理の効率化を図るとともに、利用者サービスの向上につなげる。 二　業務運営の効率化と経費節減 (一) 業務改革の推進 　業務運営の効率化と経費削減を目的として、業務内容や処理手続を見直すなど業務改革を推進する。見直しに当たっては、業務内容の精査はもとより、テレワークやオンライン会議の実施など業務のデジタル化の流れを加速させるとともに、会議のペーパーレス化の徹底や業務のアウトソーシングを進める。 (二) 財政運営の効率化 　標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度比一パーセントの財政運営の効率化を行う。

評価項目	17 組織体制及び運営、効率化	自己評価	B

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	A	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
1　組織体制及び運営 1-1 機動性の高い組織体制の確保 社会経済情勢や中小企業のニーズの変化などに的確に対応できる機動性の高い執行体制を確保するため、地方独立行政法人のメリットを活かし、柔軟かつ迅速に組織体制の検証を行い、必要な措置を講じていく。 1-2 適正な組織運営 事業セグメント毎に投入した経営資源と事業効果の検証を行うとともに、各事業においても業務時間分析などを活用し技術支援、研究開発その他の業務を効率的かつバランスを取りながら実施し、中小企業に対して質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供できるよう、適正な組織運営を行っていく。 1-3 職員の確保・育成 技術革新の著しい産業や技術に対応できるよう、将来を見据え中長期的な視点に立ち、大学訪問に加えオンライン説明会への参加やデジタルコンテンツの効果的な活用などにより、研究職員を計画的に採用する。機動的で柔軟な組織運営に向け重要な役割を担う事務職員についても、計画的に確保していく。	(1)組織の効率的な執行体制確保継続 1)組織の効率的な執行体制確保と新たなニーズへの対応による組織新設や再編の実行 2)部署間連携によるニーズへの対応 都産技研のデジタル化推進に関する共通認識の醸成と、各部の取り組みの共有・意見交換を目的にデジタル化推進委員会活動を2022年度開始 3)新たな会議体の設置と運用（2024年度） 業務を包括する5つの会議体を設置 ・内部統制会議　・人事会議　・資金・資産会議　・情報マネジメント会議 ・安全健康会議 4)東京都中小企業振興公社との人事交流 2019 年度に開始した人事交流を、双方の組織の活性化と人材の育成を目的に継続 (2)適正な組織運営 1)業務時間分析の実施 a)研究部門所属の全研究員を対象に、業務時間分析調査を通年（年4回）で実施 b)セグメント管理の基礎データとして事業別セグメントに活用 c)各部門で、自部門のマネジメントに活用 (3)職員の確保・育成 1)人事検討委員会を新たに設置し、複線型人事制度を2022年度に構築 a)研究職の専門性に着目した任用ルートを整備し、研究職における複線型の人事制度を構築 b)適材適所の任用管理をより柔軟に実施するため、同一職級間はマネジメント型と研究型を転任（異動）可能とした。 c)職名と職層名を整理し、マネジメント型及び研究型の管理職の職務内容を明確化	○組織体制を変更するとともに、研究職の専門性向上及び職責の明確化を図るために、複線型人事制度を新たに構築 ○業務時間分析 決算のセグメント管理に活用するため、特定運営費交付金事業及び東京都委託事業に係る業務時間を集計、財源の異なる業務の実態を把握 ○計画的な技術職員の採用 依頼試験等の事業実績増加や退職者補充のため、計画的に技術職員の採用 ○ダイレクトリクルーティングや中途採用の強化、選考判定の迅速化等、機動的な対応により採用活動を効率化。中途採用においても、任期の定めのない職員の採用を開始 ○「都産技研人材育成計画」の策定、実践 各年度計画に通底すべき基本的な考え方等を明確にし、それに即って、各年度における研修を体系的・効果的に実施することを目的に策定

職員一人ひとりの技術支援力の向上を図り、多様化する中小企業支援ニーズに対応できる幅広い視野を持つ職員を育成するため、人材育成に関する計画を策定し、これに基づいて計画的・体系的に研修などを実施していく。また、都産技研としてのデジタルトランスフォーメーション推進の観点から、計画に基づく研修については、デジタルメディアによる実施率を第四期中期計画期間の最終年度までに６０パーセント以上とすることを目標とする。

1-4 ライフ・ワーク・バランスの推進

ライフ・ワーク・バランスを一層推進するため、多様・柔軟な勤務形態の設定や休暇等の取得促進、テレワークの活用やフレキシブルな人員配置などによる効率的な業務遂行などを通し、組織全体として超過勤務の縮減に努めるとともに、職員の心身の健康維持と業務の効率性向上の両立を図る。

1-5 デジタルトランスフォーメーションの推進

業務のデジタルトランスフォーメーションを推進する組織を新たに設置し、業務改革の推進や利用者へのサービスの向上に重点的に取り組む。また、支援業務の管理や総務・財務に関する事務手続きの簡素化・迅速化を図るため、情報システムを再構築し、試験申込など受付窓

d)部全体の研究開発等を補佐するため必要に応じて部を統括する課長級の職を設置

2)研究職員の採用実績

a)一般型研究員および任期付研究員【一般型、テニュア型】の採用実績

2021	2022	2023	2024	合計
8名	12名	6名	9名	35名

3)採用活動の見直し

a)採用管理システムの導入
b)合同企業説明会等への参加
c)学内セミナーへの参加
d)採用説明動画配信
e)都産技研管理職による大学訪問
f) DM等によるアプローチ
g)ダイレクトリクルーティング
h)都産技研本部での就職説明会等の開催
i)SNSを活用した採用活動

4)採用ウェブサイトのリニューアル

2024年度に、採用ウェブサイトのリニューアルを実施。業務内容や働き方等に関する情報の充実を図るとともに、求職者がスムーズにエントリーを行えるような導線設計を行い、ウェブサイトによる情報発信を強化

5)事務職員の計画的な確保

a)都産技研固有事務職員の採用（中途採用）
2023年度から任期の定めのない職員での採用を開始
b)大卒程度事務職員の採用

6)職員の育成

a)「都産技研人材育成計画」の策定、実践
b)多様化する中小企業支援ニーズに対応できる職員の育成に向けた取り組み
・外部機関への研修出向
・社会人博士課程への派遣
・自主研修制度の取り組み
職員の自己啓発としての資格試験受験料を試験合格の場合に補助

〇職員研修におけるデジタル化率
第四期中期計画期間の最終年度目標値：60%以上
〇組織的なデジタル化推進で、クラウド電話の利用開始およびスマホ貸与によるQoS 向上やペーパーレス化を実施（達成見込み）

口の効率化や成績証明書などの書類の電子化など利用者サービスの向上に努めるとともに、事務処理の効率化を図る。

２ 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、業務内容や処理手続きを見直すなど業務改革を推進し、利用者満足度の向上を目指す。具体的には、料金後納制度の導入、コンビニ払いの推進などによる事務の効率化を図る。また、テレワークやオンライン会議の実施、会議のペーパーレス化の徹底、各種業務システムの活用などにより業務のデジタル化を促進する。さらに、外部機関や専門家の活用も含め業務のアウトソーシングを進める。都産技研内部の会議及び委員会のペーパーレスでの開催率については、第四期中期計画期間の最終年度までに８０パーセント以上とすることを目標とする。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（効率化が困難な経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直し、事務処理の効率性の向上、自己収入の増加等により、毎年度前年度比１パーセントの財政運営の効率化を図る。

（知的財産管理技能検定等）

・学協会参加や図書購入等の自己啓発に係る費用を補助し技術支援及び研究開発の水準の向上に寄与

c)業務と密接に関わるスキルを習得するための新たな職員研修の実施

入所３年目発表会（2023 年度～）

7)デジタルメディアによる職員研修の実施

職員研修におけるデジタル化実施率：

年度	2021	2022	2023	2024	2025
実施率	78%	83%	74%	76%	78%

8)多様・柔軟な勤務形態の設定や休暇等の取得促進、人員配置

a)自宅勤務推進月間の設定

b)時差勤務の継続

感染防止対策の一環として取り組みを開始した時差勤務６区分について、多様な働き方推進の観点から継続して実施

c)年休取得奨励月間の設定

(4)業務改革の推進

1)お客様へのサービスの向上

a)受付システムの運用

受付システムを運用により来館の事前予約の実現、QR コードを使った入退手続きの簡略化を実現

b)機器利用予約システムの運用

利用者が Web ページで装置の空き状況を確認でき、職員が日時調整作業を効率的に行える環境を実現

c)クラウド電話の利用を開始し、全職員にスマートフォンを配布。電話対応の QoS 向上を実現

2)業務の効率化

a)デジタル化推進室を新規設置（2021 年度）。デジタル化実証プロジェクトにより、職員の自発的な DX 化活動を継続

b)支払のキャッシュレス化の推進

c)電子入札の推進

d)従来の電話システムの制約をデジタル化にて解消

e)生成 AI の業務利用を開始（2023 年度～）

f)これまで紙で管理していた原価計算書様式のデジタル化を達成

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
(2024 年度)
g)少額修繕・保守校正に関わる業務の迅速化・高質化を進めるため、電子決済システムを導入
h)EC サイト 2 事業者の決裁システムを活用することにより、文具、理化学系消耗品などの少額物品購入について業務及び納期の迅速化
3)都産技研内部の会議及び委員会のペーパーレスでの開催
都産技研内部の会議及び委員会のペーパーレスでの開催率:
<table>
<tr><td>年度</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td></tr>
<tr><td>開催率</td><td>78%</td><td>82%</td><td>91%</td><td>88%</td><td>85%</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

中期目標	第四　財務内容の改善に関する事項
	一　資産の適正な管理運用 二　剰余金の適切な活用
	一　資産の適正な管理運用 資金の運用管理については、安全かつ効率的に実施する。建物、施設、設備等については、計画的な保守管理により適正に維持管理するとともに、利用率が低い場合には、これらの有効活用を図る。 二　剰余金の適切な活用 研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充などにより提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、必要性と実効性を精査し、剰余金を有効に活用する。

評価項目	18 適正な資産管理等	自己評価	B

（参考） 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
3-1 資産の適正な管理運用 安全かつ効率的な資金運用管理を推進するとともに、債権管理を適切に行っていく。建物、施設について計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行い、国内規格や国際規格に適合する測定などが確実に実施できるよう管理運用する。またこれらの利用率が低い場合は、適切な有効活用を図っていく。 Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙 Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 15億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借り入れの必要が生じることが	(1)安全かつ効率的な資金運用管理 1)安全かつ効率的な資産運用管理 a)資金運用方法 ・普通預金口座等で流動性を確保しながら安全に資金運用 b)資産運用収入 c)資金運用管理 ・資金管理規則により、資金の適正かつ効率的な管理を継続 ・過不足金取扱要領を制定して収納手順等マニュアルを整備し、過不足が生じた場合の手続き等を明確化することで窓口収納現金の取り扱いの適正化を継続 ・インターネットバンキングの活用継続 (2)適切な債権管理 未収金の発生なし (3)設備機器の適切な管理運用	○業務の確実な実施と機能向上のため、本部及び支所の施設・設備の整備を計画的に実施 ○資産運用については、普通預金口座等で手元資金の流動性を確保しながら資金の適正かつ効率的な管理を継続 ○中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、施設・設備の整備及び改善に充当するため、剰余金及び積立金を適切に活用

	2021	2022	2023	2024	2025	合計
資産運用収入 （千円）	40	32	45	1,099	1,000	1,216

想定される。 Ⅴ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし Ⅵ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし Ⅶ 剰余金の使途 １剰余金の使途 当該中期目標期間の決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。 ２ 積立金の使途 前期中期目標期間の最終年度において、地方独立行政法人法第４０条第１項又は第２項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額について、中期計画の剰余金の使途に規定されている、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備 の整備及び改善に充てる。 Ⅷ その他業務運営に関する事項 １ 施設・設備の整備と活用 業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、先端技術への対応や省エネルギー対策を含めた総合的・長期的観点に立	1)設備機器の校正・保守 保有する機器等の校正、保守を実施し、適切な管理を実施 2)設備機器の利用度の把握 技術支援事業管理システムを利用し、依頼試験や機器利用における機器ごとの利用実績を把握。計画に対する達成率の推移を把握するため、機器の利用状況のモニタリングを四半期に一度実施 (4)短期借入金の実績 なし (5)剰余金の適切な活用 剰余金の活用実績なし (6)積立金の使途 ・前中期目標期間において新型コロナウイルス感染症の影響により校正・修繕が延期となった高電圧試験設備の校正・修繕業務委託費として、前中期目標期間繰越積立金 87 百万円を取崩(2022 年度) (7)施設・設備の整備を計画的に実施 1)業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施 a)本部の整備 ・入退室管理設備改修工事(2021 年度) ・フリーアドレスオフィス増設工事(2021 年度) ・上水受水槽緊急遮断弁更新工事(2022 年度) ・恒温恒湿室系ほか空調設備修繕(2022 年度) ・本部バリアフリー及び非接触化対策工事(2023 年度) ・本部 1S04-1 中央監視室空調機修繕工事(2023 年度) ・本部東面ほか 2 箇所防水改修工事(2024 年度) ・本部排気除害設備活性炭カートリッジほか整備工事(2024 年度)	

った整備・更新を適切に行う。		

中期目標	第五　その他業務運営に関する重要事項
	一　危機管理対策の推進 二　社会的責任
	一 危機管理対策の推進 個人情報や企業情報、製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏えい防止策を図る。 また、情報セキュリティ事故を未然に防止するため、職員への適切な情報提供や研修の実施など人的対策を徹底するとともに、システムやソフトウェアを適宜更新するなど、ヒューマンエラーによるリスクを低減する技術的対策を講じる。 健全な事業活動の確保や事故・事件の未然防止を図るため、環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令及び関係通達を遵守し、安全管理体制の確保や職員に対する教育を徹底する。 震災の発生や新興感染症の流行などに備えた対応策を適宜見直すとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。 緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者の明確化、緊急事態対処訓練の徹底を図る。 二 社会的責任 (一) 情報公開 公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報の公開に取り組む。 事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求に対しては、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。 (二) 環境への配慮 法人の社会的責任を踏まえ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を意識し、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

評価項目	19 その他の業務運営	自己評価	B

(参考) 4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
2 危機管理対策の推進 個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止を図るために、全職員を対象に研修を実施する。 情報セキュリティ事故を未然に防止するため、職員への適切な情報提供や研修の実施に加え、システム	(1)情報セキュリティの確保に向けた取り組み 1)システムとソフトウェアの整備と活用 ・スマートフォンを活用した多要素認証の運用を開始（2023年度） 2)研修の実施 (2)安全保障輸出管理への取り組み 1)規程の制定 ・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障輸出管理について所内規程を制定・施行（2022年度）	○全職員へのスマートフォン配布に合わせて、多要素認証システムの運用を開始し、情報セキュリティの確保を推進 ○震災発生時に迅速に職員状況を把握し、運営体制を維持できるよう安否確認サービスを導入

やソフトウェアの適宜更新など、ヒューマンエラーによるリスクを低減する技術的対策を講じていく。 環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、毒劇物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練や職員への意識向上のための研修を実施する。 震災の発生や新興感染症の流行などに備えた対応策を必要に応じて見直すとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向け的確に対応していく。 緊急事態への対応方法を防災訓練や研修などで周知徹底するとともに、通報訓練の実施、スマートフォンによる職員の安否確認システムの導入など、迅速な情報伝達・意思決定に向け管理体制の整備を図る。 3 社会的責任 3-1 情報公開 運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ウェブサイトや刊行物の発行などにより経営情報の公開に取り組む。 事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に対応する。 3-2 環境への配慮 法人の社会的責任を踏まえ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を意識	2)所内教育の実施 (3)化学物質等、高圧ガス、放射線施設の管理と安全取り扱いの確保 1)関係法令等に基づく安全点検の実施 2)化学物質等の管理 3)高圧ガスの管理 4)放射線安全管理 (4)安全衛生管理の推進 1)安全衛生管理の推進 2)メンタルヘルス対策 3)安全教育の実施 ・労働災害防止のため、外部講師を活用したリスクアセスメント、労災防止対策に関する所内教育を実施（2023 年度～） (5)震災の発生や新興感染症の流行等への対応策 1)地震等の大規模災害対策 2)新興感染症（新型コロナウイルス感染症等）の流行等への対応 (6)災害に対する対応方法の周知徹底、訓練実施 1)地震や火災等の各種災害を想定し、全事業所において訓練を実施 ・震災発生時に迅速に職員状況を把握し、運営体制を維持するために安否確認サービスを導入（2021 年度～） (7)迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備 1)リスク管理体制の整備 (8)情報公開 1)都産技研ウェブサイトや刊行物の発行等による経営情報の公開 2)入札情報 (9)開示請求に対する開示手続き (10)環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営	○各種取り組みにより省エネ法や都環境確保条例に基づく削減目標を着実に達成。省エネ法の「事業者クラス分け評価制度」では８年連続でＳクラス（最上位）評価を獲得

し、省エネルギー対策の推進、CO_2削減等、環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。	1)本部建物のゼロエミッション化の推進 ・本部建物において、屋上への太陽光発電設備（太陽光パネル）の設置、屋外駐車場への電気自動車用急速充電設備の設置、本部既設照明のLED化を行い、ゼロエミッション化を推進（2024年度～） 2)省資源・省エネルギー化の推進 ・省エネ法において５年度間平均エネルギー消費原単位の年１％以上低減を達成。同法に基づく事業者クラス分け評価制度において８年間連続してＳクラス評価（最上位）を獲得	

中期目標	第五　その他業務運営に関する重要事項
	三　内部統制によるガバナンス強化とコンプライアンスの推進
	法人の業務等に係る監査等の指摘・意見を踏まえ、内部統制の仕組みを有効に機能させるため、組織内における正確かつ円滑な情報伝達・情報共有を図るとともに、厳正かつ着実にコンプライアンスを確保できるよう職員の意識を高めるための取組を行う。 また、公設試として都民から高い信頼性を得られるよう、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

評価項目	20	自己評価	B
	内部統制		

（参考）4年間の評定	2021	2022	2023	2024（自己評価）
	B	B	B	B

中期計画	中期目標期間の主な実績　※2025年度実績は見込み	自己評価説明
内部統制の仕組みを有効に機能させるため、規程・内規・業務マニュアルの再編整備をすすめる。また、情報システムを活用した情報伝達・情報共有の仕組みを導入するとともに、コンプライアンス確保のため、倫理・コンプライアンスの研修や倫理審査を実施する。 都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都 立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。	(1)内部統制関連規程等の点検、整備 内部監査の実施結果や業務事故報告の内容などを踏まえ、規程やその運用に関する改善の必要性について、内部監査室による点検及び整備を実施 (2)他団体と連携した内部統制の取り組み 都が設立した地方独立行政法人である東京都立大学、東京都健康長寿医療センター、東京都立病院機構、都産技研のコンプライアンス担当者間で連絡会を開催し、各法人における内部統制の取り組み状況等について意見交換を実施 (3)内部監査、業務点検の監査項目の設定 1)内部監査計画の設定 2)チェックシート等を活用して監査の質を確保 (4)監査計画に基づく監査の実施 1)内部監査の実施 ・バンコク支所、総務課、財務会計課、プロジェクト企画室、城東支所、墨田支所、城南支所、食品技術センター、多摩テクノプラザを監査対象として実施 ・監査終了時に、結果の講評を所属長に対して実施 ・指摘項目の改善 2)固定資産実査 ・全所属で実施	○規程の点検についてチェックシートを効果的に活用し、各部署の規程改正や運用見直しを実施 ○内部監査計画および点検項目をまとめたチェックシートを作成し、今後の内部監査の基準を構築 ○コンプライアンスマニュアルを整備し、役職員が遵守すべき事項を具体化 ○コンプライアンス研修と事業倫理研修をｅラーニング・オンデマンド配信等により実施

	3)研究費監査 ・通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査の実施 4)個人情報保護管理監査・特定個人情報等取扱監査 ・個人情報など取り扱う所属を対象として実施 5)在席監査 ・監査対象所属を絞って実施 (5)職員のコンプライアンス意識を向上させる取り組み 1)コンプライアンスの推進 役職員等が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンスガイドの作成 2)利益相反マネジメントに関する取り組み ・都産技研の社会的信頼の確保及び各種事業の適切な実施を目的として、利益相反マネジメント規程に基づいた申告体制を整備し、職員からの都度申告、定期申告を実施 ・全職員を対象として利益相反マネジメント研修(e ラーニング)実施 3)事業倫理研修の実施および事業倫理審査委員会による事業倫理審査 ・事業倫理審査委員会委員及び事業倫理審査委員会分科会委員、研究または支援事業に従事する職員を対象に事業倫理研修(e ラーニング)実施 ・事業倫理審査委員会による審査の継続 4)法令遵守徹底のための職員研修 ・科学研究費助成事業説明会の実施 ・コンプライアンス研修の実施 ・個人情報保護研修の実施 ・情報セキュリティ研修の実施 5)研究活動における不正防止の取組み 研究倫理研修・研究ミスコンダクト防止研修(e ラーニング)の実施 6)ハラスメント相談窓口の所内周知 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に対する相談窓口継続設置 7)内部通報・外部通報制度の着実な運用 内部相談窓口（職員 3 名）に加え、弁護士（1 名）による外部相談窓口を継続設置 8)反社会的勢力との関係に対する未然防止の取組 組織的な基本方針等を定めることで、反社会的勢力への関係を排除	

登録番号(７)79

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価書

令和７年９月発行

編集・発行　東京都産業労働局商工部創業支援課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
電話　03-5321-1111（代表）
03-5320-4764（直通）

印　　刷　鈴政印刷製本株式会社
〒111-0042　東京都台東区寿３－１６－６
TEL 03-3841-6473
FAX 03-3841-6572

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。